

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

健康福祉局

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			直 営	出 資 団 体 委 託								民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他	1号	2号		3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
20001	第50回大阪更生保護女性のつどい(大阪更生保護女性連盟50周年記念)開催補助	大阪更生保護女性連盟が主催する大阪更生保護女性のつどい開催経費のうち、必要な費用の一部を補助する。		1	ウ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	50	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20002	第60回大阪更生保護大会(更生保護制度施行60周年記念)開催補助	大阪府保護司会連合会が主催する大阪更生保護大会開催経費のうち、必要な費用の一部を補助する。		1	ウ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	400	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20003	大阪市保護司研修事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。		1	ウ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	800	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20004	上海市との社会福祉交流事業	上海市と友好都市提携を結び、経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢化社会対策を中心とする社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。		1	ウ	f魅力を高める	4直接執行	C-3	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,199	0.1					0.1		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20005	戦没者遺族援護事業	戦没者遺族の相談・慰謝激励等に関する事業、また、戦没者の祭祀に関する事業等を実施する。		1	ウ	hその他	9指導・監督	A-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	17,427	0.5					0.5		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20006	滞在外国人のための電話による医療相談事業	滞在外国人へのサービスとして、言葉が通じる医療機関の紹介や、医療・福祉制度の説明などの情報を提供し、滞在外国人が安心して医療を受けることができる体制を整備するための経費の一部を補助する。		1	イ・コ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	425	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20007	大阪バイオサイエンス研究所運営助成	大阪バイオサイエンス研究所が行う、バイオサイエンスに関する研究及び調査や研究者の養成などの事業の運営に対して、その必要な費用を補助する。		1	ウ	f魅力を高める	9指導・監督	C-1	D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	663,214	0.1					0.1		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20008	社会福祉法人・施設監査関係事務	本市が所管する社会福祉法人・施設の運営状況等について監査を行い、改善点の指摘に合わせて改善方法等を指導する。		1	ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	6,381	5.1			1.0		6.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20009	社会福祉法人認可関係事務	特別養護老人ホーム等の社会福祉事業を実施することを目的とした社会福祉法人の設立や社会福祉法人の目的、組織など業務に関する基本規則を定めた定款の変更等の認可を行う。		1	ウ・エ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	732	3.0					3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20010	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。 (平成16年4月1日に要綱廃止。現在、経過措置にて補助金交付)	32	0	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	57,704	0.5					0.5		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20011	民間社会福祉施設職員給与改善費補助金	社会福祉施設に勤務する職員の処遇改善を図るため、措置費に算入されている本俸と本市職員に準じて定めた給与格付を比較し、施設ごとの差額の合計額を補助する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	155,941	2.0					2.0		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20012	大阪市民間社会福祉施設職員等海外研修事業補助金	大阪市民社会事業施設協議会が主催して毎年1回民間社会福祉施設職員及びボランティアリーダーを海外へ派遣する海外研修事業に対して補助金を支出する。		1	ウ	eサービスの確保	9指導・監督	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	3,600	0.1				0.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20013	財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会福利厚生事業補助金	財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会が行う福利厚生事業に対して、運営補助金を交付する。		1	ウ	eサービスの確保	9指導・監督	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	411	0.1				0.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20014	社会福祉施設措置費等の支払事務等	各施設等からの入所者の入退所等による異動に伴う突合作業・確認作業並びに入力資料の作成、及び各施設への支払事務等を行う。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	58,450	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20015	保健医療審議会	保健衛生及び地域医療の確保についての重要事項の調査審議並びに保健所の運営に関する事務を行う保健医療審議会の運営を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	908	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20016	社会福祉審議会	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,305	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20017	社会福祉統計調査	法定受託事務である国民生活基礎調査及び国委託による社会福祉施設等調査・介護サービス施設事業所調査等にかかる事務を行う。		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,017	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20018	社会福祉センター管理運営	社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与すると共に、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供を行う。		1	ソ	hその他	9指導・監督	C-2	A-1	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	39,495	0.2				0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20019	大阪市民共済会関係業務	福祉事業・収益事業を行う(財)大阪市民共済会との連絡調整を行う。		1	ウ	hその他	10その他	C-1	A-1	5199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20020	コミュニティ・ビジネス支援事業(調整業務)	市民局・経済局が実施している地域社会の課題解決のためにビジネス的手法を介して行う支援事業に対して、地域福祉の観点から連携・調整を行う。		1	ア・イ・ウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-4		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20021	用地の一元化関係	市政改革manifestoにかかわり市有地の処分・有効活用を促進するため、平成18年3月に「資産流動化プロジェクトチーム」が設置されており、未利用地の活用方針の見直しや未利用地解消のための進捗管理に関する事務を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.9				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20022	連絡調整業務	共同浴場等の建物及び本市所有用地の整理に必要な国及び大阪府、本市関係機関との調整業務を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.9				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤
20023	民生委員関係事業	厚生労働大臣からの民生委員の委嘱に関わる推薦会の開催及び必要な手続きを行う(一斉改選を含む)とともに、各地域の民生委員活動が円滑に行われるよう必要な事務経費を区へ配分し、資質向上に向けた研修を実施する。 また、民生事業の普及啓発や地域福祉活動の調査研究、民生委員連盟各区支部との連絡調整、指導などを行う大阪市民生委員連盟活動への交付金を支出する。 活動の重要性を認識するための大会を開催する。		1	ウ・ス	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	295,956	1.4				1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20024	民生委員関係事業(区)	厚生労働大臣からの民生委員の委嘱に関わる推薦会の開催及び必要な手続きを行う(一斉改選を含む)とともに、各地域の民生委員活動が円滑に行われるよう必要な活動費、連絡経費などの事務経費を各区で支出する。		1	ウ・ス	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	19.8				19.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20025	社会福祉施設従事者等表彰	民間社会福祉施設及び社会福祉事業団体に永年にわたって従事し、市民福祉の向上に功績のあった者、並びに、社会福祉協議会の役員及び社会福祉事業のボランティアとして多年にわたって地域福祉の推進に尽力した者に対して、市長表彰、感謝状を授与する。		1	ウ・ス	d生活安定支援	4直接執行	A-1	A-1	4299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	1,727	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20026	「体験☆COMVOー夏のボランティア活動ー」事業	地域福祉を推進する福祉マインドを育成するため、市内在住・在学の小・中・高校生を対象に、福祉施設等におけるボランティア体験や、障害者の方と宿泊をともしする宿泊体験プログラムを実施する。		1	カ・キ・ケ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	4102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	4,878	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20027	ボランティア活動事業委託	ボランティアの需給調整などの、ボランティアコーディネーション業務を実施する。		1	イ・ク・ケ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-2	A-4		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	12,885	0.1		0.1		0.2		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20028	市営交通料金福祉措置	・大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を利用できる敬老優待乗車証を交付する。 ・大阪市在住の身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者及び精神障害者(以下、「障害者等」)に対し、その障害の程度により、大阪市営交通を利用できる無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。		1	ク・ケ	d生活安定支援	8市民活動支援	C-1	A-1 A-4	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.3				0.3		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
20029	水道料金福祉措置	高齢者、身体・精神・知的障害者の経済的負担を軽減するため、水道局が水道料金の基本料金相当額の減免を行い、健康福祉局がその減免相当額を交付金として支出する。		1	ク・ケ	d生活安定支援	6内部業務	C-1	A-1 A-3 B	5101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	2,526,920	0.6				0.6		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
20030	下水道料金福祉措置	高齢者、身体・精神・知的障害者の経済的負担を軽減するため、建設局が下水道使用料の基本料金相当額の減免を行い、健康福祉局が減免相当額を交付金として支出する。		1	ク・ケ	d生活安定支援	6内部業務	C-1	A-1 A-3 B	5101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,436,224	0.3				0.3		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
20031	大阪市社会福祉協議会交付金	大阪市における社会福祉事業の効率的な運営と組織的な活動によって、地域福祉を推進することを目的に設立。市民が安心して暮らすことのできる地域福祉を実現するために、社会福祉法に基づいて、地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者などによって構成され、特に市民が、長年住み慣れた地域やまちで安心して暮らし続けるため、その環境、年齢や心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に受けられるように、さまざまな事業や支援を行っている。		1	ウ・セ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	4199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	241,898	0.9	0.1			1.0		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	その他		1号	2号	3号	その他	計	再任用 非常勤	
20032	各区社会福祉協議会交付金	各区における社会福祉事業の効率的な運営と組織的な活動によって、地域福祉を推進することを目的に設立。区民が安心して暮らすことのできる地域福祉を実現するために、社会福祉法に基づいて、地域の住民組織と公私の社会福祉事業者などによって構成され、特に区民が、長年住み慣れた地域やまちで安心して暮らし続けるため、その環境、年齢や心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に受けられるように、さまざまな事業や支援を行っている。		1	ウ・セ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	4101	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	1,695,982	0.5	0.1			0.6		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20033	地域生活支援事業	個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、すべての地域住民一人ひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した住民主体の地域福祉活動の支援を行う。おおむね中学校区に1人の割合で区社会福祉協議会に配置された「地域生活支援ワーカー」が、地域に出向き働きかける手法を活用し、事業を展開する。		1	セ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	2106	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	838,224	0.4				0.4		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20034	あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する。		1	ク・ケ	d生活安定支援	10その他	A-1	A-1	3101	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	○	191,816	0.2		0.2		0.4		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20035	成年後見支援センター事業	成年後見制度に関する専門相談や申立支援を行うとともに、市民後見人を養成・登録し、適切な受任調整や活動支援を行うなど、制度の利用について専門的に支援するセンター事業を実施する。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-3	A-1	3102	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	26,477	0.4		0.2		0.6		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
20036	成年後見制度にかかる後見開始等の審判請求制度の実施	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方などを支える成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に後見人等選任のための市長審判請求の業務を区と連携して行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C	3199	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	0.5	0.2	0.4		1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20037	成年後見制度にかかる後見開始等の審判請求制度の実施(区)	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方などを支える成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に後見人等選任のための市長審判請求の業務を区が中心となて行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C	3199	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	1.6				1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20038	地域福祉活動推進事業	すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、支援を必要とする市民のニーズ発見から社会資源の提供、開発に至る3層5段階の地域支援システムの運営及び、小地域における地域福祉活動推進のための支援を行う。		1	ソ	d生活安定支援	2企画立案	A-1	A-1	4301	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	○	554,164	0.1	0.1	1.3		1.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20039	地域福祉活動推進事業(区)	区レベルの地域支援システム構築のために、各区地域支援調整チームの運営を行う。		1	ソ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1	4301	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	6.4				6.4		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20040	福祉人材養成確保推進事業(新)	地域福祉力向上の礎となる「地域福祉の担い手の養成・確保」を図ることを目的とし、地域福祉計画に基づき、①小中学生地域福祉学習事業、②大阪市福祉就職・進学フェア、③福祉人材の養成と確保のための具体的施策検討委員会の設置、の3事業を実施することにより、計画的な人材養成・確保を行う。		1	ウ・カ・セ	d生活安定支援	10その他	A-3	A-1 A-3	4201	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	6,801	0.8		0.5		1.3		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤				
20041	地域福祉計画の推進及び「地域福祉力」アップ事業(新)	平成21年3月に策定した第2期目の「地域福祉計画」(計画期間:平成21年～23年度)を推進するため、地域福祉の推進と評価を行い、推進の仕組みづくりの具体化などを検討する。さらに、各区の地域福祉アクションプラン(行動計画)について、住民主体の地域福祉力として定着し、福祉コミュニティの実現に結びついていくよう推進を支援する。	23	0	ソ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	4101	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	○	7,180	0.6		0.4		1.0		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20042	みおつくし福祉会交付金	社会福祉施設を運営するみおつくし福祉会への交付金を支出する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-3	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	40,961	0.1		0.1		0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20043	緊急援護資金貸付事業	災害、障害等により一時的に生活困窮に陥り、かつ、他の制度によっては早急に資金調達が困難な場合に、その世帯の援護のために緊急に必要な資金を貸付ける。		1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	F		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	3,889	0.2				0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20044	福祉情報等活用支援事業	中学校区の単位で設置されている地域在宅サービスステーションを活用し、地域住民への保健・福祉に関する情報提供を行うとともに、その活用に関しての助言などを行う。		1	セ	d生活安定支援	10その他	A-3	A-4		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	21,549	0.1		0.1		0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20045	職員研修費	福祉行政における人材育成を目的として、福祉事務所関係職員に福祉に関する知識、技能を修得させる研修を実施する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-3	A-1	4299	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,020	0.1		0.1		0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20046	区保健福祉センター関係業務	区保健福祉センターの運営管理、福祉業務にかかる企画立案、連絡調整を行い、運営費を各区へ配分する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	7,995	2.6	0.1			2.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20047	介護福祉士等修学資金貸与事業	福祉マンパワー確保のため、本市在住の介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の養成機関に在学中の者で、将来本市市管施設に勤務することを希望する者に対して、修学資金を貸与する(平成19年度より新規貸与廃止)。		1	ス	hその他	10その他	C-1	A-1	4201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,418	0.3				0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20048	介護福祉士資格取得支援事業	介護福祉士資格取得をめざす老人福祉施設等の職員及びホームヘルパー等に対し受講料・テキスト代等の一部を助成する。		1	ス	hその他	10その他	C-1	A-1	4201	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	8,664	0.0				0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20049	ボランティア活動推進事業	ボランティア情報誌「コンボ」の発行や、シニア・団塊世代のボランティア活動への参加促進を目的とした講座の開催等を行う事業について補助を行う。		1	ウ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	4102	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	11,970	0.2		0.1		0.3		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20050	大阪市大学奨学金事業 (債権管理業務)	旧同和対策事業対象地域の住民に対する短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、返還にかかる請求、督促、徴収、返還免除等の事務を行う。卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者について処理方策の整理を行う。なお、奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。経過措置として平成13年度在学学生は卒業まで貸与。		1	ス	a法律義務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,877	1.2	0.2			1.4		オー-4	その他	債権処理策の方向性を早急に出す必要がある

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20051	同和更生生業資金事業 (債権管理業務)	旧同和对策事業対象地域の住民に対する生業に必要な資金の貸付金について、返還にかかる請求、督促、徴収等の事務を行う。なお、生業資金の貸付事業は平成5年度末で終了している。		1	ス	a法律義務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,007	0.5	0.2			0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20052	社会福祉研修・情報センター運営費	誰もが身近な地域において自立した生活を送れることを支援するため、福祉人材の確保や養成を目的として、社会福祉施設職員や社会福祉関係行政職員等の研修を実施するとともに、介護技術・知識の普及を図り、社会福祉に関するあらゆる相談に応じる。また、高齢者が様々な形態の就業等を通じて社会参加するため、就労相談事業を実施するとともに、社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等を実施する。		1	イ・ウ・セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-1	4299	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	394,508	0.1		0.2		0.3		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20053	地域福祉推進施設整備助成	社会福祉施設等を活用して地域福祉の推進を図る地域ネットワーク委員会活動事業を実施するために、施設の整備を行う者に対し、整備に要する経費の補助を行う。		1	ウ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1	4301	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	24,560			0.2		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20054	ボランティア活動振興基金の増額	ボランティア活動振興基金の運用収入により、福祉ボランティア活動を助成する。		1	イ・ウ・ソ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-4		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	100,000	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20055	緊急援護資金特別貸付事業	大阪市民生委員連盟への事業資金の貸付事業。大阪府育英会が実施する生活保護世帯等の大学進学希望者への入学支度金制度を補完する制度として、大阪府生活福祉資金修学資金支度費制度があるが、交付が入学金等の納付期限に間に合わない場合があるため、つなぎ資金として大阪市緊急援護資金を貸し付け、大学等進学の支援を行う。		1	サ	d生活安定支援	10その他	A-1	E		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	5,000	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20056	大阪府育英会への貸付	大学、短期大学または大阪府内の専修学校(専門課程)への入学を希望している生徒の保護者(学費負担者)のうち、入学時に必要な経費の支弁が困難な方に入学資金を貸与し、教育の機会均等を図るため、財団法人大阪府育英会に事業資金の貸し付けを行う。		1	ウ	hその他	10その他	C-1	E		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	○	98,500	0.2				0.2		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20057	施設用地使用料等(其他使用料・賃借料)	旧同和对策事業対象地域において本市土地建物を使用して設置された共同浴場等について、使用料の徴収に関する事務を行う。		1	ア・ウ	hその他	10その他	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,031	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20058	未利用地の売却	事業が終了し、その役割を終えたもの及び未利用地となり事業の目処が立たないものを売却することにより、収入の確保を図る。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,145	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20059	大阪市大学奨学金事業(国庫への返還)	旧同和对策事業対象地域の住民に対する大学等進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため、返還金のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う。		1	ウ	a法律義務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,561	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20060	社会福祉実習にかかる業務	保健福祉センターにおける大学等の社会福祉士の養成校からの実習生の受入れ調整を行う。		1	ウ	hその他	10その他	C-1	A-1	4201	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	その他		1号	2号	3号	その他	計	再任用 非常勤		
20061	社会福祉実習にかかる業務 (区)	保健福祉センターにおいて、大学等の社会福祉士の養成校からの実習生を受入れる。		1	ウ	hその他	10その他	C-1	A-1	4201	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	1.1				1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20062	行旅死病人への対応	旅行中の病人で入院治療を必要とするが救護者のない者や、旅行中の死亡者及び住所、居所もしくは氏名が不明の死亡者で引取者のない者に対して、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、救護及び埋火葬を行い、身元不明者の死亡については官報広告を行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	13,148	0.3		0.2		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20063	中国残留邦人等に対する支援 給付金の支給	特定中国残留邦人等及びその配偶者で、世帯収入が一定の基準に満たない者に対して、支援給付金を支給し、老齢基礎年金を補完する生活支援を行う。		1	サ・ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	567,109	0.5		0.5		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20064	支援相談員の配置	支援給付金の支給事務について、中国残留邦人等の特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施する。		1	サ・ス	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1	2199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	31,948	0.2		0.2		0.4	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20065	中国残留邦人等に対する地域 生活支援事業	中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らすことができるよう、自立支援通訳等を派遣するとともに、地域における多様なネットワークを活用し、日本語教室や交流事業等に参加できる仕組みを構築する。		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	A-1	2299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	31,937	0.3		0.3		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20066	事務打合せ会経費	全国生活保護主管課長会議、大都市生活保護主管課長会議等の参加にかかる経費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	674	0.4		0.4		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20067	指導調査等経費	実施機関における生活保護の決定及び実施にかかる経費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	23,900	0.5		0.5		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20068	生活保護費輸送委託	区役所出張所に生活保護費を輸送する。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	756	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20069	介護認定調査連絡等経費	介護保険被保険者以外の者にかかる要介護状態等の審査判定委託料及び医療・介護扶助事務にかかる消耗品等経費		1	ス	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	24,721	1.0		0.2		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20070	指定医療機関等個別指導検査 費	入院被保護者の処遇を効果的に行うため、指定医療・介護機関との相互の協力関係を確保することを主眼とする指導等を行うための実地に赴く経費		1	エ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	235	2.5				2.5	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20071	監査指導研修費	ケースワーカー全国研修会等の厚生労働省主催研修会等への参加経費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	3,317	1.0		1.5		2.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ 他		1号	2号	3号	そ 他	計	再任用 非常勤		
20072	総合福祉システム関連経費	総合福祉システム(生活保護システム)の運営にかかる端末機保守経費及び各種帳票出力等にかかる経費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	206,019	0.2		0.2		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20073	嘱託医設置費	医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行うため、各実施機関等に嘱託医を設置する。		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	47,114	0.4		0.5		0.9	30.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20074	医療費審査支払費	指定医療機関に対する診療報酬の審査・支払に関する経費		1	エ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	268,436	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20075	介護報酬審査支払費	介護報酬の審査支払に関する経費		1	エ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	40,854	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20076	被保護長期入院患者訪問相談事業	被保護入院患者のうち、社会的な理由により長期入院を余儀なくされている者を対象として、専門の相談員が定期的に対象者を訪問し、日常生活相談及び社会復帰準備の相談等を実施し、これら対象者の早期退院に役立てる。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,838	0.1		0.1		0.2		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20077	医療扶助審議会費	医療扶助、その他保護の決定実施にあたって医学的判断を的確に行う体制として医療扶助審議会を設置する。 ＜審査事項＞(1)結核入院要否判定 (2)精神病入院要否判定 (3)(1)(2)以外の傷病による入院要否等の判定		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,176	1.0		0.2		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20078	生活保護指導監査推進事業	被保護世帯の年金受給権の確認等を行うため、嘱託職員を雇用し監査を推進する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	30,299	1.0		1.5		2.5	10.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20079	生活保護事務嘱託職員雇用経費	生活保護事務職員業務のうち、医療・経理担当業務の一部を行うため嘱託職員を雇用する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	162,445	0.5				0.5	71.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20080	ケースワーカー臨時的任用職員雇用経費	ケースワーカーの育児休業による欠員に対して、実施体制の整備を図るために臨時的任用職員を雇用する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	16,890	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20081	生活保護担当職員スキルアップ経費	生活保護担当職員のスキルアップを図るため、各種の研修を実施する。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	A-1	A-1	3399	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	14,290	1.0		1.0		2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20082	査察指導員OB雇用	現場職員のケース処遇上の相談等に応じるため、査察指導員OBによるヘルプデスクを開設する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	16,236	0.5		0.5		1.0	5.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
20083	生活保護費支給封筒現金封入業務	現金にて生活保護費を受領する場合の現金を個別に封入することにより、支給もれを防ぎ、速やかに保護費の支給を実施し、被保護者の利便性の向上を図る。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	30,866	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20084	一般事務費	保護費の支給に係る経費、及び区保健福祉センターにかかる備品等の経費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	11,070	0.6				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20085	生活保護専門相談事業	各区保健福祉センターに専門相談員を派遣し、各実施期間におけるケース処遇の向上を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	A-3	A-1	3399	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	2,790	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20086	中国語通訳派遣事業	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するため、中国語通訳を派遣する。		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-3	A-1	3399	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	3,060	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20087	適正化モデル福祉事務所実地視察	ケースワーカーを生活保護の適正実施にすぐれた実績をあげている福祉事務所へ派遣し、より一層の研鑽を期することにより、本市における適正実施の推進を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	434	0.5		0.5		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20088	被保護者高齢者世帯訪問事業	生活保護を受給している高齢者世帯の訪問調査等を行う嘱託職員の雇用にかかる経費		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	394,359	1.5				1.5	152.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20089	診療報酬点検事業	診療報酬明細書について点検を行い医療扶助の適正化を図る。		1	エ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3399	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	—	—	93,056	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20090	総合就職サポート事業(新)	市内北東部3区を1支援地域とし、民間事業者と保健福祉センターの強力なパートナーシップのもと、柔軟で革新的な就労支援を行う。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1403	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	28,728	0.4				0.4		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20091	被保護者等就労支援事業	職安OB等の就労支援員(非常勤嘱託)を雇用し、実践的な求職の方法を指導し、ハローワークに同行するなどして就労支援を行う。また、各保健福祉センター専属の求人開拓員が、指名求人を中心に地元の求人開拓を行う。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1403	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	94,022	0.2				0.2		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20092	被保護者就職サポート事業	職業紹介事業の許可を受け、再就職支援業を行っている民間事業者に、就労可能な被保護者の就職に係る支援・決定・定着までを総合的に委託する。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1403	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	39,081	0.2				0.2		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20093	区における就労支援強化事業	稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための相談会、セミナー等を各区において企画立案の上、開催する。「若年者就職支援強化セミナー」、「母子就労意欲強化セミナー」の開催など。		1	ス	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1	1499	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	6,000	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20094	キャリアカウンセラー派遣事業	稼働年齢層の就業意欲の向上と自立の助長を図るため、専門資格を有するキャリアカウンセラーを保健福祉センターへ派遣し、カウンセリングを継続して行うことで就業意欲の向上・醸成を図る。また、必要に応じてカウンセリングと並行して就業体験を実施することで就職へ結びつける支援を行う。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1403	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	71,324	0.2				0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
20095	被保護者自立意欲喚起事業	就業意欲の低い被保護者が抱える複雑で多様な悩みや相談について、臨床心理士などによる専門的なカウンセリングを実施し、稼働能力を回復させる等の努力に対する支援を行う。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	7,920	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20096	就労支援プログラム活用検討会議設置事業	稼働能力判定にかかる専門知識を有する者を構成員とする就労支援プログラム活用検討会議を設置し、被保護者の就労支援を援助する。		1	内部	d生活安定支援	2企画立案	C-1	A-1	1419	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	7,789	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20097	生活保護歯科・施術給付適正運営事業	歯科診療・施術報酬の適正化を図るため、嘱託職員を雇用し、点検作業を行う。		1	エ	hその他	10その他	C-1	A-1	3301	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	5,376	0.5				0.5	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20098	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	75,932			1.0		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20099	被保護者に対する扶助費の支給	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給する。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	244,274,345	0.5		0.5		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20100	被保護者に対する扶助費の支給に関する関係事務(各区支援運営担当、生活支援担当)(区)	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給するため、保護申請受付から決定・却下・廃止・停止等の各種事務、被保護者に対する様々な指導や助言、総合福祉システムを活用した支給事務等、多岐にわたる事務により法に基づく扶助を行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	1004.0				1004.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20101	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。		1	サ・シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	290,585	3.4	0.3			3.7	ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	
20102	あいりん高齢日雇労働者等除草等事業	近年の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされる日雇労働者が急増し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を一層創出し、自立生活を促進するとともに市内各所の環境美化を図る。		1	ク・シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	178,086	0.7	0.1			0.8	ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	
20103	あいりん生活相談事業	あいりん地域に居住する住民の福祉向上を図るため生活相談を行い、各機関へ紹介したり、応急援護措置を講じる。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	26,763	0.3				0.3	ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	
20104	あいりん生活道路環境美化事業	今日の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が急増し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を一層創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内の環境美化を図る。		1	ク・シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	126,344	0.3	0.1			0.4	ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用 非常勤		
20105	あいりん臨時夜間緊急避難所の運営	野宿を余儀なくされているあいりん日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより、就労自立を支援するとともに、地域の福祉の向上と安定に寄与する。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	160,422	0.5					0.5		ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20106	大阪社会医療センターの運営・整備助成	あいりん地域並びに周辺の居住者及び生活困窮者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	○	630,869	0.5					0.5		ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20107	高齢日雇労働者就労支援事業	長引く景気の低迷の中、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加している状況に鑑み、あいりん地域内で生活する高齢日雇労働者を対象に、就労に向けた必要な能力や技術等を身につけるための講習会を実施することで地域内高齢日雇労働者のさらなる福祉の向上を図る。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-3		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	16,379	0.4					0.4		ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20108	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の援護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	191,387	0.4					0.4		ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20109	日雇労働者等生活改善事業	建設現場での機械化や日雇労働者の高齢化に伴う雇用の制限等により、野宿を余儀なくされる者が依然として減少していない状況が続いており、深刻な社会問題となっていることから、臨時夜間緊急避難所(今宮・秋之茶屋)・高齢日雇労働者就労支援センターなど既存施設を活用し健康相談、生活相談並びに就労相談等を行い生活の改善を行うとともに、衛生状態を改善するため、3箇所のシャワー設備を活用することにより雇用にに向けた就労支援を図る。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-3		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	20,754	0.2					0.2		ウー6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20110	生活保護施設整備助成	施設入所者の安定した処遇水準の維持及び向上を図るため、生活保護施設の定員超過の解消及び施設の老朽化に伴う改修等を行う。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	8,984	0.5					0.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20111	民間生活保護施設運営補助	入所者の高齢化、障害の重度化による処遇困難者に対応し、入所者の処遇向上及び施設の適正な施設運営を図る。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	B-2	B E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	33,691	0.2					0.2		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20112	生業資金貸付事務費	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として昭和25年5月に発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については昭和60年3月に新規貸付を停止し、現在は回収事務のみを行っている。		1	ス	a法律義務	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	5	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20113	生活保護施設運営委託料	救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活が困難な要保護者を入所させて生活扶助を行い、更生施設は身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	1,235,314	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20114	施設入所事務費	生活保護施設運営事務費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-3	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	185	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20115	大阪市野宿生活者対策懇談会	「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づくホームレス対策を総合的・効果的に推進し、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援するとともに、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、ホームレスの自立を支援するための施策について有識者から適切な助言を得るため、懇談会を設置・運営する。		1	イ・ウ・ス	d生活安定支援	6内部業務	A-2	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	250	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20116	ホームレス対策関係局長プロジェクト	ホームレス対策に関する施策の総合的かつ円滑な推進に向けて、ホームレスの自立支援等に関する全庁的な検討及び連絡調整を行うため、プロジェクトを設置・運営する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20117	自立支援センターの運営	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する。		1	ス	d生活安定支援	10その他	C-3	A-1	1402	イ.中期	c国・府	○	○	○	—	—	633,966	1.9				1.9		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20118	自立支援センター整備	就労意欲・能力があるホームレスの就労による自立を支援する自立支援センターを整備する。		1	ス	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1	1499	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	6,085	0.2				0.2		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20119	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図る。		1	ス	d生活安定支援	2企画立案	B-2	A-1	1499	イ.中期	c国・府	○	—	—	○	—	4,500	1.0				1.0		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20120	ホームレス巡回相談事業	相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨する。また、高齢、障害や疾病等により福祉的支援が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行う。		1	ス	d生活安定支援	10その他	C-3	A-1	1402	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	175,825	1.7				1.7		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20121	自立支援センターにおける就労継続支援事業	自立支援センター入所者の就労自立と就労継続による自立の促進を目的に、①きめ細かな就職準備が必要な人を対象に、軽易な作業を通じて規則正しい生活の確保とともに、就職に対する不安の解消と自立意欲の助長を図る。②入所者の就労自立意欲の高揚と維持のため、専門家が心理学的な手法により、個別にカウンセリングを行う。③就労退所者が自立生活を維持継続できるよう、アフターケアを行う。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-3	A-1	1402	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	38,222	1.0				1.0		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20122	民間公募型自立支援協働事業	民間の発想によるきめ細かい自立支援の促進と、本市が実施する自立支援事業との連携による相乗的な効果の実現を目的として、「ホームレスの自立に向けた精神面を中心としたサポート」「自立に向けて特に支援が必要なホームレスへの自立支援」「ホームレスの就労開拓による自立支援」の3分野において、民間団体の事業を公募し、補助を行う。		1	ス	eサービスの確保	8市民活動支援	A-2	A-1	1402	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	7,778	0.5				0.5		ウ-5 行政の関わり方 の再検証が必要なもの	
20123	ホームレス概数調査	国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年、20年、21年に実施している。本市においても、国の要請に基づき概数調査を行う。		1	ス	d生活安定支援	2企画立案	C-3	A-1	1499	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	1,676	0.5				0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20124	老人医療費一部負担金相当額等一部助成	本市老人医療費助成資格要件を満たす65歳以上の方の疾病又は負傷について、医療保険各法による医療費の自己負担金の一部を公費で助成する。		1	ク・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	4,325,515	1.6				1.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20125	老人医療費一部負担金相当額等一部助成(区)	(区の業務)資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給		1	ク・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	7.0				7.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20126	老人医療費助成	本市老人医療費助成資格要件を満たす者(経過措置対象者のみ)に、保険診療にかかる医療費の自己負担金を長寿医療制度並みに助成する。平成16年10月31日付の制度廃止以降の経過措置対応が平成21年10月31日で終了。以降、残務として助成費の支払及びそれに伴う歳入事務が存在。	21	0	ク・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		ア.短期	c国・府	○	—	○	—	—	191,169	1.6				1.6		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
20127	老人医療費助成(区)	(区の業務)資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給	21	0	ク・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	—	0	2.0				2.0		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
20128	老人保健医療事業	国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、医療費の自己負担金を1割ないし3割として、医療にかかりやすい環境を作っていた。本事業は平成20年3月31日で収束し、長寿医療(後期高齢者医療)制度に移行したが、残務として医療費の支払及びそれに伴う歳入事務が存在。	22	0	ク・ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4		ア.短期	c国・府	○	—	○	—	—	666,154	0.0				0.0		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20129	老人保健医療事業(区)	(区の業務)制度移行後の残務としての医療費の支給	22	0	ク・ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20130	重度障害者医療費助成	本市重度障害者医療費助成資格要件を満たす重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法による医療費の自己負担金の一部を公費で助成する。		1	ケ・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	4,112,152	1.8				1.8		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20131	重度障害者医療費助成(区)	(区の業務)資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給		1	ケ・サ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	4.0				4.0		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20132	国民健康保険事業	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、必要な保険給付を行う。 また、国民健康保険事業の健全な運営の確保のため、保険料を徴収する。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-3	A-1 A-3 C D	3302	イ.中期	c国・府	○	○	○	—	—	333,761,837	43.1	3.0	4.0		50.1	65.0	オー-1 の	未収金対策を講じる必要があるもの
20133	国民健康保険事業(区)	(区の業務) 管理・保険担当:資格にかかる諸届の審査・受理、保険料賦課、療養費支給、督促・滞納処分 保険員:窓口における納付相談・徴収業務、未収7期以上の世帯への納付督促、嘱託員の指導 徴収嘱託員:未収6期までの世帯への納付督促、納期内集金業務		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-3	A-1 C D	3302	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	311.5	106.0	3.0		420.5	10.4	オー-1 の	未収金対策を講じる必要があるもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤				
20134	長寿医療(後期高齢者医療)事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が制度の運営をし、市町村では各種申請や届出の受付、また保険料の徴収を実施している。		1	ク・ケ	a法律義務	1法令規定	C-3	C		ア.短期	c国・府	○	—	○	—	—	44,130,461	11.0					11.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20135	長寿医療(後期高齢者医療)事業(区)	(区の業務) ・資格・給付・保険料収納に関する諸届の受付、被保険者証の発送等。 ・窓口における納付相談・徴収業務等		1	ク・ケ	a法律義務	1法令規定	C-3	C		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	—	0	74.9					74.9	1.2	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20136	国民年金事業	国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行う。		1	ク・ケ・ス	a法律義務	1法令規定	C-3	C		イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	54,445	6.5					6.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20137	国民年金事業(区)	(区の業務)第1号被保険者の資格・給付に関する諸届の受理、相談(保険担当において年金と国保の業務を実施)		1	ク・ケ・ス	a法律義務	1法令規定	C-3	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	69.2	16.0				85.2	1.4	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20138	更生相談所	生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、その他の福祉に関する法令に基づいて「あいりんで住居がないか、また明らかでない単身の要保護者」に関する措置及び保護の決定を行うとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図る。		1	シ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	15,744	38.0	4.0	4.0		46.0		ウ-6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	
20139	西成市民館の運営	隣保協同の精神に基づき、西成市民館の利用によって、市民生活の改善及び向上を図る。		1	イ・シ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-2	A-1	5199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	18,502	0.0					0.0		エ-2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20140	あいりん銀行運営費	あいりん地域の労働者の勤労意欲を増進し、生活の安定を図る。		1	シ	d生活安定支援	9指導・監督	A-3	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	43,314	0.0					0.0		ウ-6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20141	西成愛隣会補助	あいりん地域住民・労働者を対象に地域内の関係機関と協力しながら、演芸会の開催、地域内で他界された無縁仏の慰霊祭、環境美化キャンペーン、児童対策として餅つき大会、人形劇鑑賞・音楽鑑賞会等の事業を行うほか、大阪市より地域内の特別清掃業務等の受託事業を行っている。		1	シ	hその他	8市民活動支援	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	1,283	0.0					0.0		ウ-6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの
20142	馬淵生活館管理運営費	社会連帯の精神に基づき、その施設の利用によって地域住民の生活の向上と環境の整備改善を図る。	21	0	シ	b生活水準確保	9指導・監督	A-2	B E		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	○	41,569	0.0					0.0		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
20143	更生相談所一時保護所の運営	生活保護法による更生施設として、更生相談所で保護決定された被保護者を即日受け入れ、入所期間中において、心理学的、医学的判定、面接相談、生活指導、助言等を行い入所者の適性にあった以後の処遇を図っている。		1	ス	d生活安定支援	1法令規定	C-1	D		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	128,230	9.0	9.0	7.0		25.0	5.0	ウ-6 その他	あいりん施策のあり方について検討を要するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
20144	豊崎東会館運営補助事業	豊崎東会館は当所の前身の「中央更生相談所」が現在地に設置された際に、当所の生活保護事業の運営に当たって地元の深い理解を得るとともに、近隣の環境改善及び住民福祉・文化教養等目的を推進するために、地域福祉活動の拠点として、施設を開放したものである。その目的の推進のために「豊崎東会館運営委員会」を組織し、円滑な運営を図ることを目的に運営委員会に補助金を交付している。	22	0	エ	hその他	8市民活動支援	A-1	E		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	728	0.0					0.0		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業		
20145	更生相談所緊急入院保護業務センターの運営	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、地方公共団体の執行機関が、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を行う。また、更生相談所条例に基づき緊急要保護患者にかかる実地調査及び保護の決定及び実施を行う。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	83,848	21.0			1.0		22.0	27.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20146	市営交通料金福祉措置	身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障害の程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,547,384	0.4					0.4		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの		
20147	市営交通料金福祉措置(区)	(区の業務)対象者に対する無料乗車証等申請受付・交付関係事務		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	3.2					3.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの		
20148	サービス利用計画作成費	指定相談支援事業者が、障害福祉サービスの利用計画を立て、サービスの変更や中止の手続きをはじめとするサービス利用のための支援や調整を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	131,645	1.5					1.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20149	サービス利用計画作成費(区)	(区の業務)障害者自立支援法に基づく相談、サービス利用の受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの			
20150	高額障害福祉サービス費	同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	3,750	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20151	高額障害福祉サービス費(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの			
20152	障害者生活支援事業(ピア大阪等)	障害者等の福祉に関する問題について、障害者等から相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	389,002	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20153	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域での生活を支えるため、施設の機能を活用し、療育相談・指導を行う。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	44,013	0.5					0.5		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20154	手話通訳者派遣事業	市内在住の聴覚・言語障害者の個人や団体からの派遣依頼を受けて、手話通訳者を派遣することにより、聴覚・言語障害者の社会参加の促進を図る。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	A-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	30,319	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの			

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するも の3つまで回 答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20155	要約筆記奉仕員派遣事業	市内在住の中途失聴者・難聴者の個人又は団体等からの派遣依頼を受けて、要約筆記を行うことにより、聴覚障害者の社会参加促進を図る。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	A-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,338	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20156	聴言障害者生活相談事業	聴覚・言語障害者の生活・更生相談及び指導助言、または、関係機関への連絡斡旋等を実施し、聴覚・言語障害者の福祉の向上を図る。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4 C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	18,286	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20157	障害者等の成年後見制度	知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方等を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、市長が家庭裁判所に後見人等選任のための審判請求を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	6,685	0.1		0.1		0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20158	障害者等の成年後見制度(区)	(区の業務)相談、説明、受付、局送付、決定後の処理業務		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20159	発達障害者支援センター事業	発達障害者及びその家族に対する相談・支援をするために設置した大阪市発達障害者支援センター(エルムおおさか)の運営を行う。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-1 C	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	32,268	0.1				0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
20160	重度障害者入浴サービス	重度の身体障害者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障害者に対して、移動入浴車で、看護師、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴サービスを行う。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	144,760	0.2				0.2	ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20161	重度障害者入浴サービス(区)	(区の業務)相談、受付、利用決定等		1	ケ	b生活水準確保	10その他	C-1	A-4 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0	ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20162	知的障害者生活・自活支援事業	単身生活を希望する知的障害者に対して、通勤寮の施設を利用し宿泊による生活訓練を行う。訓練終了後、単身生活する知的障害者に対して、各種相談に応じて地域生活での必要な支援を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	21,138	0.1				0.1	ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20163	社会参加推進センター運営事業	身体障害者からの相談、情報の提供等を行い、自立更生を助長し、もって生活の安定と福祉の増進を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	17,704	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20164	地域活動推進事業	身体障害者の文化活動、クラブ活動等を育成・指導することにより、障害者の自立と社会参加への意欲の向上を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	630	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20165	知的障害者地域活動支援事業	・地域で生活する知的障害者を対象とし、ボランティア活動の促進や機会を提供する支援を行う。 ・障害者同士の交流が少ない知的障害者の自立意欲を助長するため、各種のレクリエーション教室を開催する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,507	0.1				0.1	ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤				
20166	身体障害者自動車改造費補助	身体障害者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,727	0.2					0.2		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20167	身体障害者自動車改造費補助(区)	(区の業務)相談・申請受付・決定業務		1	ケ	b生活水準確保	10その他	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20168	地域身体障害者スポーツ振興事業	身体障害者がスポーツを通じ、健康及び体力の増進を図り、さらに参加者相互の交流を深めることにより、積極的な社会参加の促進を図る。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	B-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	2,048	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20169	身体障害者スキー教室	障害者スキー教室を通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障害者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	B-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	3,507	0.1				0.1		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20170	地域自立支援協議会	障害者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、本協議会を活用して課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築などを図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	3,410	0.1		0.1		0.2		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20171	地域自立支援協議会(区)	障害者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、本協議会を活用して課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築などを図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	1.7				1.7		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20172	点字資料出版	視覚障害者に対する情報提供や、障害者間の情報交換を図るため、点字による情報誌の製作・配布を行っている。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	C-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	1,250	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20173	更生訓練活動	義肢装着や視覚障害者社会生活訓練など、各種の障害に対応する訓練を障害者に対し実施することにより、その日常生活の安定と社会参加の促進を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-2	A-1	1499	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	1,975	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20174	在宅中途失明者訪問指導事業	在宅中途失明者に対する更生相談を行い、精神的援助・自立に向けた意欲の喚起を図るとともに、感覚訓練・歩行や日常生活などの訓練を行い、自立した生活を維持・確立する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	27,889	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20175	ボランティア養成事業	手話や点訳、要約筆記等各種のボランティア奉仕員を養成する講座等を開催し、障害者への理解を深めてもらうとともに、障害者に対するボランティア活動の促進を図る。		1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	12,599	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20176	障害者スポーツ振興事業	大阪市障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施する。		1	ケ	b生活水準確保	9指導・監督	A-1	A-4		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	27,711	0.3				0.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用 非常勤		
20177	障害者福祉啓発事業	障害者の抱える問題について、市民に理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-4 C	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	1,057	0.5					0.5		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20178	障害者就業・生活支援センター事業	障害者の就業に関する相談から就職・就業定着まで一貫した支援を行う『障害者就業・生活支援センター』を設置し、障害者の一般企業への雇用促進と職業的自立の安定を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	98,492	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20179	バリアフリー情報Web作成事業	障害のある人がない人と同じように地域社会の中で、安心して生活でき、また自らの意思により主体的に行動できるよう「大阪市ひとにやさしいまちづくり」により整備された施設情報等をインターネットを通じて市民に発信する。		1	セ	b生活水準確保	9指導・監督	C-3	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	319	0.0					0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20180	障害者職業能力開発プロモート事業	職業能力開発として、教育、福祉から職業訓練への流れを形成するとともに、企業ニーズ及び障害者1人1人の態様に応じた職業訓練を実施するための障害者職業能力開発推進基盤を確立し、障害者の雇用・就業の促進を図る。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1 A-4	1401	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	9,507	0.0					0.0	2.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20181	知的障害者長期受入プロジェクト	大阪市における知的障害者の職員採用に向け、1年間の嘱託雇用を基本とした長期受入れを実施する。		1	内部・ケ	hその他	4直接執行	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,187	0.1					0.1	1.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20182	知的障害者短期受入プロジェクト	職員への障害者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受け入れを行う。		1	内部・ケ	hその他	4直接執行	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20183	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	「知的障害者受入れプロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受入れた知的障害者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ(指導員)を派遣する。		1	内部・ケ	hその他	9指導・監督	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	3,221	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20184	発達障害者就労支援事業	就業を希望する発達障害者の職業適性ととともに、個々の障害状況を事前に評価把握し、個々の職業特性を活かす就労支援を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	1401	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	4,088	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20185	知的障害者における介護員資格取得・就労支援事業	知的障害者に介護員(2級)の資格取得を支援し介護現場での専門的で実践的な「知識」「技能」を身につけ働くことにより、障害者の就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	1401	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	6,167	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20186	障害者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業(新)	障害者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障害者の工賃増進を図り、障害者の就労による自立・生活水準の向上を図る。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-3	A-1 A-4	1401	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	8,728	0.5					0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20187	大阪市職業指導センター運営助成	知的障害者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図る。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	19,188	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するも の3つまで回 答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
20188	発達障害者の支援	発達障害児・者の支援を適切に実施するため、新たな支援手法を開発するとともに、有効な手法については広く普及させる。		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-1	2202	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	26,775	0.5					0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20189	障害児(者)口腔衛生指導事業費補助	障害児(者)にハミガキ指導を推進することにより、障害児(者)の口腔衛生についてその疾病予防を図るとともに、効果的な歯科診療を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	712	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20190	重症心身障害児(者)通所訓練事業	在宅重症心身障害児(者)に対し、通園により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行い、運動機能の低下防止とともに、その発達を促し、合わせて保護者等の家庭における療育技術を習得させる。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	73,701	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20191	心身障害児(者)等一般活動事業補助金	心身障害児(者)及びその家族等に対する学習や交流、啓発等を目的とした事業経費の一部を補助し、障害児(者)の社会的自立を促進し、その福祉の向上を図る。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	732	0.2					0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20192	障害児(者)歯科診療事業	障害児者歯科診療は、特別な設備や障害に関する専門知識を有する介助者を必要とするなど診療の困難性や採算上の問題により、一般開業医での対応が困難な状況であるため、大阪府と共同で(社)大阪府歯科医師会に対して、「障がい者歯科診療センター」の運営業務の委託を行い、障害児者の歯科診療体制の整備を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	27,341	0.2					0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20193	心身障害児(者)等地域活動育成事業補助金	地域における障害児(者)等による心身障害児(者)団体の自主活動の育成を目的とした地域活動育成事業にかかる経費の一部を補助することにより、障害児(者)の社会的自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	2,574	0.2					0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20194	肢体不自由児・者療育訓練事業	在宅の肢体不自由児・者に対し、機能訓練のための療育訓練を実施し、その保護者に対し、家庭での療育上の知識及び技術を習得させる。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	4,199	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20195	知的障害児母子訓練事業	在宅の知的障害児に対して、集団的基本生活訓練を行い、身辺自立能力の向上、社会適応を促進するとともに、保護者に対して家庭における療育上の知識を指導する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	35,316	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20196	特別障害者手当等の支給	日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障害者に対して、その負担の軽減のため特別障害者手当等を支給する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,209,667	0.2	0.5				0.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20197	特別障害者手当等の支給(区)	(区の業務)事業周知、相談受付、受給者管理		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.2					2.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20198	重症心身障害者介護手当	重症心身障害者の介護をする者に対し、重症心身障害者介護手当を支給する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	96,724	0.2					0.2		ウ-6	その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。		
			直 営	出 資 団 体 委 託								民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他	1号	2号		3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
20199	重症心身障害者介護手当(区)	(区の業務)事業周知、相談受付、審査・決定、受給者管理		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20200	外国人心身障害者給付金支給事業	外国人で障害基礎年金等を受けることのできない重度心身障害者に対して給付金を支給する。		1	ケ・コ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	33,840	0.1					0.1		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20201	外国人心身障害者給付金支給事業(区)	(区の業務)事業周知、相談受付、審査・決定、受給者管理		1	ケ・コ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20202	リフト付きバス運行事業	重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスを運行する。		1	イ・ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	8,867	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの		
20203	障害者(児)福祉バス借上助成	身体障害児(者)、知的障害児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等の事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助する。		1	イ・ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	5,009	0.2					0.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの	
20204	障害者(児)福祉バス借上助成(区)	(区の業務)補助金交付決定関連業務及び予算要求等総括業務		1	イ・ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの	
20205	重度障害者等タクシー料金給付事業	重度障害者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障害者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の乗車券(年間96枚)を給付する(市営交通無料乗車証と選択制)		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	895,143	1.0	1.0				2.0		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの	
20206	重度障害者等タクシー料金助成(区)	(区の業務)対象者に対する給付券交付申請受付・審査・交付関係事務		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	4.2					4.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの	
20207	重度身体障害者大学等就学助成	重度の身体障害者で、介護等特別の配慮を必要とする方に対して、就学に必要な経費の一部を助成する。	24	0	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	6,840	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20208	盲人用具あっせん購入事業	個別発注が容易でない視覚障害者に配慮された各種の用具をニーズに合わせて購入し、視覚障害者に実費で販売することにより、視覚障害者の社会参加の促進を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-2	E	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	1,612	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの		
20209	点字競技会	視覚障害者に対し、点字競技会を開催することにより点字の技術向上と視覚障害者相互の交流を図る。		1	ケ	hその他	9指導・監督	C-1	E	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	73	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの		

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20210	吃音教室	吃音障害のある人を対象に、吃音を克服し社会参加が円滑に進められるよう各種訓練や講習会を開催する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	446	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20211	指定都市親善スポーツ大会経費	スポーツ競技を通じて体力の鍛錬と協調の精神を養い、社会活動への意欲を高揚することを目的として開催される指定都市親善スポーツ大会に代表を派遣する。		1	ケ	hその他	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	583	業務上個別に計数できないため、身体障害者団体協議会福祉事業委託に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの
20212	障害者スポーツ国際親善大会	スポーツを通じて、自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、広くボランティア等の参加を呼びかけ、市民の障害者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催し、障害者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。		1	セ	f魅力を高める	9指導・監督	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	20,000	0.2					0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20213	知的障害者スポーツ大阪大会	知的障害者(児)が広くスポーツを通じて、心身の向上を図り、交流の輪を広げ、社会参加を実現する場として、開催される知的障害者スポーツ大阪大会に対し、その大会経費の一部を補助する。		1	イ	hその他	9指導・監督	A-2	A-4		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	220	0.1					0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20214	車いすテニスフェスティバル	パラリンピック参加選手等の競技観戦・競技指導受講・競技体験などによって、障害者スポーツに親しむ契機、並びに、より高度な競技体験を提供する。併せて、市民が観戦することによって、障害への理解の促進を図る。	21	0	セ	hその他	9指導・監督	A-2	A-4		ア.短期	a不要(廃止)	○	○	—	—	—	3,000	0.2					0.2	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20215	障害者(児)関係団体自主活動補助	障害者団体が行っている自主活動に対する補助を行う。		1	イ	hその他	9指導・監督	A-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,448	0.1					0.1	ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20216	大阪府雇用開発協会運営助成	社会経済の変化に応じて、障害者の安定した雇用促進、適正な労働条件確保、その他雇用をめぐる諸問題に関する必要な事業を行い障害者雇用の確保と安定に資し、福祉の向上に寄与する同協会の運営の一部を助成する。		1	ウ	hその他	9指導・監督	C-3	A-1	1499	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	320	0.1					0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20217	身体障害者団体協議会福祉事業委託	障害別、地域別団体の育成、助成及び指導者研修、啓発・宣伝、更生相談を実施し、福祉の向上に資する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	2,356	1.6					1.6	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20218	(社)全国脊髄損傷者連合会第8回全国総会及び結成50周年記念国際シンポジウム	脊髄損傷者の社会参加や生活の場における諸課題について検討を行うとともに、相互の情報交換や交流を図ることを目的に開催される大会への補助を行う。	21	0	ウ	hその他	9指導・監督	A-2	F		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	150	0.1					0.1	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20219	在宅進行性筋萎縮症者(児)検診・福祉相談事業	在宅の進行性筋萎縮症者(児)の集団検診及び訪問検診を行うとともに、患者及びその家族の諸問題に対し、相談に応じ日々の生活、社会復帰への途を構ずる。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	432	0.1					0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20220	在宅進行性筋萎縮症者(児)福祉対策研修事業	在宅の進行性筋萎縮症者(児)及びその家族が集まり、障害の理解や連帯の強化を図ることを目的とした研修活動に対する補助を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	180	0.1					0.1	ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20221	ひとにやさしいまちづくり市民啓 発事業	障害者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。		1	ソ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	2,127	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20222	ひとにやさしいまちづくり推進連絡調整会議事務経費	すべての市民が安心して快適に生活できる大阪市の実現に向けて、ひとにやさしいまちづくりのための施策を総合的かつ円滑に推進するため、関係局で構成する連絡調整会議を設置し運営する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	861	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20223	障害程度区分認定審査会経費	障害者自立支援法第21条に規定する障害程度区分の認定にかかる審査及び判定を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	77,351	1.0	2.0	0.5		3.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20224	障害程度区分認定審査会経費(区)	(区の業務)医師意見書作成依頼、訪問調査依頼、審査会運営		1	ケ	a法律義務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの
20225	障害程度区分認定調査委託事業	・障害者自立支援法第21条に規定する障害程度区分の認定にかかる審査及び判定に必要な事項の訪問調査 ・障害者自立支援法第22条に規定する介護給付費等の支給決定を行う場合に勘案すべき事項である、障害者等の介護を行う者の状況及び障害福祉サービスの利用に関する意向等の訪問調査		1	ケ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	○	○	—	—	266,465			0.5		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20226	福祉のあらまし(録音版)	大阪市障害者福祉施策をはじめとした多くの情報を提供する、「身体障害、知的障害、精神障害がある方たちの福祉のあらまし」を、視覚障害者に必要な情報を集約し点字版とテープ版を1年ごとに作成し配布する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	1,250	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20227	療育手帳発行事務	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種援護措置を受けやすくするために、児童相談所及び心身障害者リハビリテーションセンターの判定に基づき、療育手帳を発行する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,070	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20228	療育手帳発行事務(区)	(区の業務)療育手帳に関する相談、受付、交付事務等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	2.0				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20229	身体障害者手帳交付事務	身体障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき、身体障害者手帳を発行する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20230	身体障害者手帳交付事務(区)	(区の業務)身体障害者手帳に関する相談、受付、交付事務等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	8.6				8.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20231	身体障害者手帳無料診断	身体障害者手帳の交付に必要な診断を無料で受けることを希望するものに指定する医療機関において、無料診断を受けることができる。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	4,376	0.1		0.1		0.2		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			直 営	出 資 団 体 委 託								民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他	1号	2号		3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤					
20232	身体障害者手帳無料診断(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20233	鉄道駅舎エレベーター等設置助成	公共交通機関の利用環境の改善を図り、障害者や高齢者などの社会参加を促進するため、エレベーター等の既存鉄道駅舎への設置に対し助成する。	22	0	ア	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4 E		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	339,200	0.3					0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20234	原爆被害者福祉事業	被爆体験を後世に伝える講演活動を通じて二度と惨事を繰り返さないよう啓発し、また、被爆者を対象とした相談事業を実施し、福祉の向上に資する。		1	イ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	914	0.1					0.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20235	心身障害者扶養共済事業	障害者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障害を有する状態になったとき、障害者(児)本人に終身年金を支給する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	519,951	0.7	0.5				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20236	心身障害者扶養共済事業(区)	(区業務)相談・加入申請・諸手続き		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20237	障害者支援計画・障害福祉計画関連業務	障害者基本法に基づく市町村障害者計画及び障害者自立支援法に基づく必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための市町村障害福祉計画に関連する業務を行う。		1	内部	a法律義務	2企画立案	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.7			0.1		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20238	障害者施策推進協議会関係業務	障害者基本法等に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項並びに関係機関相互の連絡調整に関する事項等について審議する。		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,637	0.5			0.1		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20239	地域移行	障害のある人の地域での自立生活の促進、施設や病院等から在宅生活への移行促進に資するよう、障害当事者並びにその支援者の意見等を踏まえて検討を行い施策に反映させる。		1	内部	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20240	高次脳機能障害関連業務	「高次脳機能障害者」への支援が身近な地域において適切に実施されるよう、大阪府が実施する高次脳機能障害者支援普及事業と連携して取り組む。		1	ケ・ス	d生活安定支援	10その他	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20241	本市施設を活用した知的障害者就業訓練関連業務	本市施設を活用した知的障害者の就業訓練の場を提供し、障害者の就労支援を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20242	福祉の店設置助成	公共施設を利用して、喫茶軽食や物品販売等のコーナーを設け、障害者の働く場を確保し、社会参加と自立の促進を図るとともに、地域住民との交流を図り、障害者への理解を深める。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20243	総合評価一般競争入札	入札の際に障害者の雇用・就業促進などを評価し、障害者施策の目標達成を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20244	補助犬法に基づく相談業務	身体障害者補助犬法改正により、補助犬利用者または各種施設からの相談を行うとともに、市民に対し補助犬の啓発・広報を行う。		1	ケ・ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20245	3号随意契約各局調整業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を推進し、障害者福祉施設で契約可能な物品、役務の調査を行い、契約の調整のため各局との協議を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20246	かんでんエルハート関係業務	本市が株式の24.5%を出資しており、就労の進んでいない障害者の雇用促進のため、経営に参画する。		1	ア	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20247	難病見舞金廃止業務	難病見舞金の平成20年度受給者に、同見舞金が同年度をもって廃止されたことを周知する。	21	0	ケ	hその他	10その他	C-1	F		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20248	障害児放課後対策	障害のある中学生の放課後の居場所づくりについて、こども青少年局、教育委員会と連携し、既存施設や既存事業の活用方法を含め、施策の検討を図る。		1	内部	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20249	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務	「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を取りまとめ大阪府へ進達する。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20250	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務(区)	(区の業務)給付金請求指導及び請求書受付審査		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20251	区役所事務研究会	区における障害福祉関係業務の効果的・効率的な実施に資するため、区局における実務担当者により事務研究会を構成し、定例的に検討会議を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20252	区役所事務指導・研修	区における障害福祉関係業務の適正な実施を図るため、各区への巡回による事務指導や研修会を開催する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20253	各区新任職員研修会	各区の新任の障害福祉担当者に対して、障害者福祉に関する事務内容について研修を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
20254	災害時の障害者支援関連業務	災害時の避難及び避難生活に支援を要する障害者について、有事の際の安全が確保されるよう、支援方策の検討を行うとともに、平常時に必要な支援を行う。		1	ケ	g内部業務	5危機管理	C-1	A-3	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.0		0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20255	第三種低料郵便関連業務	心身障害者団体の発行する定期刊行物の発送に対して郵便事業者が郵便料金の割引を適用するにあたり、団体及び刊行物の適格性を確認するための証明書を交付する。		1	イ・ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	0.0		0.0		0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20256	障害者虐待・権利擁護	知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助などの支援を行うとともに、障害者施設職員、保護者等に障害者虐待に関する理解を促進し、虐待未然防止等の取組みを進め権利擁護に資する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	B-3	A-4	ウ.拡充	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20257	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	NHK放送受信料減免に必要な市町村証明の事務手続きに関し、NHKや区役所との連絡調整を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20258	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	(区業務)NHK放送受信料減免に必要な市町村証明の交付・相談		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	1.3				1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20259	福祉輸送普及促進モデル地域協議会	集中的かつ計画的な福祉車両の配車及び輸送効率の向上に資する共同配車センターの設立等、大阪府内における移動制約者の利便性の向上に資する先進的な施策を総合的に講じるための計画を策定し、福祉輸送の普及の更なる促進を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	A-3	C	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20260	有料道路割引証の交付事業	日本高速道路株式会社等が身体障害者に対し、有料道路の割引を行っており、日本高速道路株式会社等への申請に必要な市町村証明を行う区役所への指導及び国等への調整・連絡業務を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20261	有料道路割引証の交付事業(区)	(区業務)日本高速道路株式会社等が身体障害者に対し、有料道路の割引を行っており、日本高速道路株式会社等への申請に必要な市町村証明の発行		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	2.7				2.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20262	各種団体協議・意見交換会	障害者施策に関して、各種関係団体から様々な要望があることから、本市の対応指針に基づき、意見交換ならびに協議を行う。		1	イ・ウ	hその他	10その他	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.9				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20263	市営特定目的住宅募集事業	母子・高齢者・障害者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。		1	ケ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20264	市営特定目的住宅募集事業(区)	(区の業務)申込書配布、受付、審査		1	ケ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20265	特別児童扶養手当	政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20266	特別児童扶養手当(区)	(区の業務)事業周知、受付、審査、進達		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.4					3.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20267	食事サービス事業	障害者の地域での自立した生活を支援する在宅支援サービスを充実するため、身体障害者で食事の調理が困難な単身世帯等に対して、配食サービスを実施する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	13,146	0.2					0.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20268	身体障害者・知的障害者相談員	身体障害者・知的障害者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、障害者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4 C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,891	0.2					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20269	自立支援介護給付	障害者(児)で日常生活を営むのに介護を必要とする人に、身体介護、家事援助、乗降介助のサービスを提供することで、障害者(児)の自立の促進及び生活の質の向上等を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	21,576,791	3.1					3.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20270	自立支援介護給付(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	49.4	5.0	5.0		59.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20271	精神障害者社会復帰施設運営事業	精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するために「生活訓練」、「通所授産施設」などの施設に運営助成を行う。	23	0	ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4 C	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	155,208	0.2					0.2		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20272	進行性筋萎縮症者給付激変緩和事業	自立支援法施行後、進行性筋萎縮症者の利用者負担額が大幅に増加したことにより、国の特別対策として利用者負担軽減を図る。	23	0	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	867	0.2					0.2		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20273	通所サービス利用促進事業	日中活動サービスの利用促進及び利用者負担軽減を目的とし、日中活動サービス利用にあたり事業者が送迎を行った場合の送迎経費を補助する。	23	0	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	147,480	0.3					0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20274	訓練等給付	一定の支援が必要な障害者に対し、日中あるいは夜間の障害福祉サービスまたは、企業等への雇用・在宅就労等の知識や能力向上などの雇用に向けた支援を行い、自立の促進及び生活の質の向上等を図る。 また、知的障害者・精神障害者に対して、共同生活を営むうえで必要な家事等の日常生活上の支援や相談等を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	2,234,118	1.2					1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20275	訓練等給付(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20276	補装具給付費	身体障害者の身体機能を補完又は代替する用具の購入等にかかった費用を支給する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	718,741	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20277	補装具給付費(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	5.4					5.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20278	身体障害者更生医療費	身体障害者が障害の軽減と機能を改善して、日常生活を容易にするため、指定医療機関で医療を実施する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	6,276,786	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20279	身体障害者更生医療費(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定、受給者証発行等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.9					2.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20280	障害児施設給付費	障害児施設を契約により利用する場合、その支援に必要な経費を支給する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,763,226	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20281	障害児施設給付費(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定、受給者証発行等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.0					1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20282	高額障害児施設給付費	同一世帯で障害児施設支援と障害福祉サービスを併用している場合、世帯の負担を軽減するため利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	232	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20283	障害福祉サービス費等審査支払	障害福祉サービス費・移動支援費・障害児施設給付費について、事業者からの請求内容を審査し、支払いを行う。		1	A・イ・ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	67,212	2.5					2.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20284	障害福祉サービス費等審査支払(区)	(区業務)障害福祉サービス費・移動支援費・障害児施設給付費について、事業者からの請求内容を審査、支払		1	A・イ・ウ	a法律義務	10その他	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20285	移動支援事業	外出の支援が必要と認められる重度の視覚障害者、知的障害者、精神障害者、障害児で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための支援を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	2,361,118	2.0					2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20286	移動支援事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.3					2.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
20287	事業者等指導監査業務	障害者小規模作業所、小規模通所授産施設、地域活動支援センター、移動支援事業所、共同生活介護事業所等に対して、厚生労働省令・本市の要綱等に基づく指導監査業務を行う。		1	ア・イ・ウ	c生命財産を守る	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.2	6.0			9.2	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20288	移動支援事業者登録・集団指導	大阪市内で移動支援サービスの実施を希望する事業者から登録届けを受理し、基準を満たしているか確認したうえで登録を行う。また、登録時業者に対して、適切なサービス提供が行われるよう必要な指導を行う。		1	ア・イ・ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	496	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20289	地域活動支援センター事業(生活支援型)	地域の障害者の保健福祉に関する各般の問題につき障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の援助等を総合的に行う。		1	イ・ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4 C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	190,593	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20290	地域活動支援センター事業(活動支援型)	障害者に対して、通所により創作的活動または生産活動の機会の提供や日常生活に必要な支援等を実施し、社会との交流や地域での自立生活の促進を図る。		1	ア・イ・ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C	イ.中期	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	816,367	1.5	0.3			1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20291	日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者(児)に対し、個々の障害に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付・貸与する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	636,185	0.8				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20292	日常生活用具給付等事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	0	34.2				34.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20293	住宅改修費給付事業	在宅重度心身障害者が住宅の浴室・台所・便所の増改築又は居室の改造など、日常生活上の障害除去または軽減に効果があると認められる工事に対し助成する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	54,333	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20294	住宅改修費給付事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20295	点字図書給付事業	視覚障害者(児)に対して、点字図書の給付を行うことにより、情報の入手を容易にし、その福祉の増進を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,097	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20296	点字図書給付事業(区)	(区の業務)相談、受付、資格審査等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20297	障害者情報バリアフリー化支援事業	上肢障害又は視覚障害者がパソコンを利用するために必要な周辺機器及びアプリケーションソフト等を購入するための費用の一部を助成する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	3,017	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤					
20298	障害者情報バリアフリー化支援事業(区)	(区の業務)相談、受付、資格審査等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.0					0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの			
20299	重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業	介護者がいなく意思疎通が困難な重度障害者が医療機関に入院した場合、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,519	0.4					0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
20300	重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0						0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20301	日中一時支援事業	日中において、一時的に見守り等の支援が必要な知的障害者(児)・身体障害者(児)の日中活動の場を確保し、利用者の家族の就労支援及び利用者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	70,279	0.3						0.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20302	日中一時支援事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。			
20303	生活サポート事業	居宅介護サービス受給者で障害程度区分が非該当となったが、継続して日常生活への支援を行わなければ、生活に支障をきたす者に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	○	124	0.1						0.1		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20304	生活サポート事業(区)	(区の業務)相談、受付、支給決定等		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	A-4 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	業務上個別に計数できないため自立支援介護給付(区)に統合						ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。			
20305	障害者福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	42,587	0.5					0.5		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。	
20306	更生訓練費給付事業	身体障害者が、施設等において訓練を受けた後、自立することを目的とし、低所得者に対して訓練費を支給する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	5,709	0.5						0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20307	障害者ケアホーム運営安定補助事業	障害者の日常生活上における支援や介護を行う障害者ケアホームの運営に係る経費の一部を補助することにより、障害者の自立を促進し、その福祉の向上を図る。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	226,542	0.2						0.2		ウ-4	サービス水準について検討が必要なもの
20308	精神障害者生活訓練施設移行促進事業	精神障害者生活訓練施設の新体系移行を促進するため、施設基盤及び人員の確保等を支援する。	23	0	ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	5,000	0.2						0.2		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20309	第2子等障害児施設など利用料 軽減措置事業	障害児施設又は児童ディサービスを利用する児童 の兄弟に保育所を利用する児童がいる世帯の利用 者負担の軽減を図る。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,260	0.4				0.4		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの
20310	障害者小規模作業所等の運営 助成等(運営助成)	障害者に対して作業訓練・生活指導等を実施し、日 常生活や就労に向けた支援、社会参加の場である 障害者小規模作業所等に対して、運営にかかる経 費を補助する。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	939,720	1.5	0.7		2.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	
20311	障害者小規模作業所等の運営 助成等(巡回指導事業)	障害者小規模作業所に対して、障害者自立支援法 に基づく障害福祉サービス事業等への移行を促進 させるため、法人格の取得及び事業の設備基準や 手続き等の相談・情報提供等を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	14,504	0.0			0.0		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、 見直しを検討すべきもの	
20312	身体障害者自立センター運営助 成	身体障害者自身が自ら共同で職業的自立に必要な 作業訓練を行う施設の経費の一部を補助する。	23	0	イ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	1,988	0.0			0.0		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもっ て廃止・収束する事業	
20313	点字図書館運営費補助(盲人情 報文化センター運営補助)	点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、 点訳・音訳ボランティアを養成している点字図書館 に対して運営補助を行う。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	69,012	0.1			0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20314	法に基づく措置費	虐待など、児童の人権擁護のために措置による施 設入所にかかる費用を支弁する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,143,153	0.3			0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20315	施設児童援護費	障害児施設を契約により利用または措置されている 児童の処遇向上を図る。		1	ウ	b生活水準確保	10その他	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	172,056	0.3			0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	
20316	公設民営施設運営調整費	公立施設を運営している法人に対して、公立である がために民間施設と差等が生じている運営費を調 整する。		1	ウ	b生活水準確保	10その他	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	18,797	0.3			0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	
20317	障害児施設定数外職員配置補 助	障害児施設に入所している児童の処遇向上のため、 定数外の職員の配置などに対して補助する。		1	ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	36,452	0.3			0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	
20318	夜間勤務専任非常勤職員雇用 費補助	大阪市管施設における夜間勤務の軽減等に資する ため、夜間勤務職員等の雇用経費を補助し、直接 処遇職員の業務負担の軽減を図る。		1	ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	21,608	0.3			0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	
20319	障害児施設嘱託医手当補助	大阪市管施設において非常勤嘱託医師を雇用する ことにより、児童の処遇向上を図り、健康管理を行 う。		1	ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	3,098	0.3			0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要 なもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20320	知的障害児通園バス運行費等補助	知的障害児通園施設に対して、通園用バスの運行にかかる維持経費の負担軽減を図るとともに、通園用バスの運転する職員の不在時に児童の輸送の確保を図る。		1	ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,200	0.3					0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20321	民間施設産休等代替職員雇用費補助	児童福祉施設等の職員が出産等のため、長期間の休暇を必要とする場合、産休等代替職員を雇用することにより、職員の母体保護及び療養の保証を図りつつ、施設における児童等の処遇の適正な実施の確保を図る。		1	ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	474	0.0					0.0		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20322	重症心身障害者通所施設運営助成	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ重症心身障害者が地域で生活するため、本市で初めて通所施設を民間法人が設置するにあたり、その施設運営について補助する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	72,506	0.3					0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20323	障害者訓練等通所交通費	障害者の日中活動サービスの利用促進を図り、自立及び社会参加を促すため、通所にかかる交通費を給付する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	22,831	0.3					0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20324	障害児(者)施設職員研修会委託事業	障害児・者施設職員の資質向上のための研修事業の実施、障害者の自立と社会参加を促進するための調査・研究を行い処遇の向上を図る。		1	イ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,350	0.3					0.3		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20325	重度身体障害者等グループホーム援助事業	重度身体障害者に対して、地域において共同生活を営む上で必要な日常生活における援助や単身生活に向けた支援を行う重度身体障害者グループホームに対し、運営補助を行う。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	90,576	0.3					0.3		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20326	障害者グループホーム等入居促進事業	障害者グループホーム等運営法人が、グループホーム等への入居を希望しながら入居に不安を抱く障害者に対し、グループホーム・ケアホームにおける共同生活体験の機会を提供し、入居に対する不安を解消させ、障害者が地域において自立した日常生活を営むことを推進する。	21	0	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	4,150	0.0					0.0		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20327	地域移行支援センター事業	地域において自立生活を送ることができるよう、生活の場であるグループホームを開設し、併せて日中活動の場を提供することにより、障害者の施設から地域生活への移行及び地域での生活の継続を支援するため、府と共同で地域移行支援センター事業を実施する。	23	0	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2202	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	8,600	0.1					0.1		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20328	理学療法士・作業療法士等による通所訪問訓練・指導事業	障害者会館等へ理学療法士・作業療法士等を派遣し、地域・在宅で生活している障害者の状況に応じた基本的・応用的動作、社会適応能力の回復などを図るための訓練を実施する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	122,233	0.4					0.4		ウ-2 長期継続事業としての再検証が必要なもの
20329	障害児施設契約制度事務費	障害児施設契約制度の実施にかかる事務費		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	720	0.2					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20330	もと日之出共同作業場管理費	施設の供用を廃止した、もと日之出共同作業場について、活用方法が決定するまでの間、維持管理を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	643	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤					
20331	北区同心総合施設点検費用	特定建築物定期点検等点検事業		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	300	0.0					0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20332	障害者就労訓練設備等整備助成	施設等が障害者自立支援法に基づく就労支援移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービス事業へ移行する際に、必要となる設備整備等に要する経費を補助する。	23	0	イ・ウ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	50,000	0.3					0.3		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20333	障害者自立支援移行整備助成	小規模作業所が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業に移行する際に、必要となる設備整備等に要する経費を補助する。	23	0	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	30,000	0.2					0.2		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20334	障害者グループホーム・ケアホーム整備助成	障害者の日常生活における援助を行う障害者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	110,781	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20335	民間障害児・者福祉施設中規模改修助成	整備後長年経過した民間障害児・者福祉施設で、老朽化等に伴う改修、補修工事にかかる経費を助成する。		1	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	6,430	0.1					0.1		ウー6	その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20336	障害者福祉施設リフレッシュ 障害児・者施設整備	公設の障害児・者福祉施設の老朽化により管理運営に支障をきたしている設備について改修工事を実施する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	27,663	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20337	障害者福祉施設リフレッシュ 障害者会館整備	老朽化により管理運営に支障をきたしている設備について改修工事を実施する。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	10,080	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20338	障害者福祉施設リフレッシュ 障害者スポーツセンター整備	老朽化により管理運営に支障をきたしている設備について改修工事を実施する。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	28,029	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20339	もと浪速第1温泉施設の活用	もと施設の有効活用を図る。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	449	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20340	償還金補助	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉施設等の新築・改築または増築に係る借入金の元金及び利子償還に要する経費に対して補助する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	188,259	0.3					0.3		ウー5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20341	障害者スポーツセンター運営	障害者スポーツセンターの管理運営を行う。		1	内部・ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-3	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	694,870	0.6					0.6		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤			
20342	障害者会館運営	障害者の自立と社会参加の促進に必要な各種相談事業、講習会、レクリエーション等を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	393,819	1.1					1.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20343	敷津浦学園管理運営費	知的障害児施設である敷津浦学園の管理・運営を行なう。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	236,754	0.1					0.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20344	姫島こども園	就学前の知的障害児を対象として、社会的自立に向けた支援を行うため、児童福祉法に基づく知的障害児通園施設の運営を行う。		1	ケ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-1 B D	5101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	—	17,086		2.0	12.0		14.0	3.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20345	早川福祉会館・姫島こども園 指定管理者制度への移行	平成22年度より両施設を指定管理者制度へ移行する業務	21	0	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 B		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	1.3					1.3		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20346	障害者・児施設指定管理にかかる 点検・指導等	指定管理者による施設の管理・運営の点検・指導		1	ア・イ・ウ	c生命財産を守る	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20347	障がい者自立支援基盤整備事業補助	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施するための基盤設備を図ることを目的とした改修・増築工事に必要な経費及び既に新体系事業に移行した事業所が生産事業を行うための設備(備品)の購入の補助を行う。	24	0	イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	F		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.2					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20348	早川福祉会館の運営	点字図書室の運営及び障害者団体等への貸室事業などを行う。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	A-2	A-1 B D	5101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	—	34,243	3.0	4.0	1.0		8.0	3.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20349	認知症地域ケア推進事業	地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する認知症研修を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。 また、区レベルで認知症高齢者を支援する医療と介護・福祉関係者のネットワークづくりと協働を促進するため、定期的な連絡会やシンポジウム・研修等を実施する。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-1	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	3,458			0.2		0.2			キ 引き続き改善しながら実施するもの
20350	認知症サポーター等養成事業	「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。		1	ソ	d生活安定支援	9指導・監督	A-3	A-1	2103	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	6,247	0.6					0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20351	新予防給付マネジメント事業	介護保険法の改正に伴い、要支援1・要支援2と認定された方のケアマネジメントは地域包括支援センターにおいて行われている。市内対象者が公平で質の高いケアマネジメントが受けられるよう、マニュアルの作成や一部委託をしている居宅介護支援事業者へ支援・助言、国保連合会との調整などを行う。		1	ク	a法律義務	4直接執行	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.2		0.1		0.3			キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20352	地域包括支援センター運営協議会	介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。		1	ク	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	4,203	0.2		0.1		0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20353	地域包括支援センター運営協議会(区)	介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。		1	ク	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.0				3.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20354	包括的支援事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として介護保険法第115条39に基づき、地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談、権利擁護、継続的・包括的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する。併せて地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口を設置し、総合相談、権利擁護事業を実施する。		1	ア・ク・セ	a法律義務	9指導・監督	A-3	A-1	2101	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	2,016,476	0.2		0.5		0.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20355	介護用品支給事業	在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を図ることによって、高齢者と、その家族の福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつなどの各種介護用品を給付する。		1	サ・ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	271,574	0.6		0.1		0.7		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20356	介護用品支給事業(区)	在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を図ることによって、高齢者と、その家族の福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつなどの各種介護用品を給付する。		1	サ・ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	12.1				12.1		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20357	家族介護慰労金支給事業	要介護4又は5に該当し、過去1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を介護する、市民税非課税世帯に属する家族を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、年額10万円の慰労金を支給する。		1	サ・ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,409	0.3				0.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20358	家族介護慰労金支給事業(区)	要介護4又は5に該当し、過去1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を介護する、市民税非課税世帯に属する家族を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、年額10万円の慰労金を支給する。		1	サ・ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20359	家族介護リフレッシュ事業	要介護高齢者を在宅で介護にあたっている家族介護者に対し、一時介護から離れて、施設見学会等を活用し、在宅介護に関する意見交換・情報交換を行う機会を提供するとともに、家族介護者相互の研修会を開催することにより、介護者の心身のリフレッシュを図る。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,820	0.1		0.2		0.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20360	緊急通報システム	ひとり暮らし等の高齢者の方に、緊急通報用電話器及び付属ペンダント式スイッチを貸与し、急病などの緊急時に適切な対応を行う。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 D	2199	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	394,171	0.5				0.5		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
20361	緊急通報システム(区)	ひとり暮らし等の高齢者の方に、緊急通報用電話器及び付属ペンダント式スイッチを貸与し、急病などの緊急時に適切な対応を行う。		1	ク	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 D	2199	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	9.1				9.1		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20362	高齢者住宅改修費助成事業	介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施し、また要介護認定で非該当(自立)となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費の助成を行うことにより高齢者の福祉の向上を図る。		1	ク・サ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	246,497	0.8				0.8		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20363	高齢者住宅改修費助成事業 (区)	介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施し、また要介護認定で非該当(自立)となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費の助成を行うことにより高齢者の福祉の向上を図る。		1	ク・サ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.1				2.1		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20364	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の衛生管理が困難なねたきり等高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。		1	ク	b生活水準確保	9指導・監督	A-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	43,810	0.3				0.3		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20365	日常生活用具給付事業 (高齢者用電話貸与)	在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、電話の設置経費の助成を行い、日常生活を容易とする。(平成21年10月 貸与から設置助成に変更)		1	ク・サ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	B D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	137,502	0.4		0.1		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20366	日常生活用具給付事業(区) (高齢者用電話貸与)	在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、電話の設置経費の助成を行い、日常生活を容易とする。(平成21年10月 貸与から設置助成に変更)		1	ク・サ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	B D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20367	日常生活用具給付事業 (高齢者用電話貸与除く)	在宅の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。		1	ク・サ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	17,998	0.3				0.3		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20368	日常生活用具給付事業(区) (高齢者用電話貸与除く)	在宅の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。		1	ク・サ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	4.2				4.2		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20369	高齢者虐待防止の取り組みの 推進	平成18年4月から施行された高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見のために、市・区に高齢者虐待防止連絡会議を設置するとともに、講演会等による普及啓発や施設等関係職員に研修を実施し、高齢者虐待防止を推進する。平成20年4月には局に高齢者虐待対応支援チームを設置し、迅速・適切に対応できるように区の後方支援を行っている。		1	ア・ク・セ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1	3104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	9,828	0.3		1.1		1.4	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20370	高齢者虐待防止の取り組みの 推進(区)	平成18年4月から施行された高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見のために、市・区に高齢者虐待防止連絡会議を設置するとともに、講演会等による普及啓発や施設等関係職員に研修を実施し、高齢者虐待防止を推進する。平成20年4月には局に高齢者虐待対応支援チームを設置し、迅速・適切に対応できるように区の後方支援を行っている。		1	ア・ク・セ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1	3104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	16.8				16.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20371	家族介護支援教室事業	高齢者を介護している家族や地域住民に対し、介護方法や介護技術、サービスの利用方法や認知症への理解を深めるための講演会、交流会等を開催することにより、家族介護者、当事者組織の育成・支援を図る。		1	ス・セ	d生活安定支援	9指導・監督	B-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	6,737	0.1		0.2		0.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20372	区在宅サービスセンター後方支援事業	地域の高齢者にあらゆる保健・福祉・介護サービスを切れ目なく提供し、地域で安心した在宅生活が継続できるよう区在宅サービスセンターの専門性を向上させ、高齢者が公平で質の高いサービスを受けられるよう支援する。		1	ウ・ク・セ	eサービスの確保	9指導・監督	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	12,982	0.2		0.1		0.3		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20373	ケア付住宅生活援助員設置事業	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営めるように配慮して整備された市営等のケア付住宅に生活援助員を配置し、生活相談・安否確認・緊急時の対応などのサービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	55,757	0.4		0.1		0.5		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20374	高齢者施策推進経費	大阪市における高齢者施策をさらに総合的かつ効果的に推進するために、全庁的な組織を設置する。また、学識経験者等から高齢者施策についての意見を聞く場として「大阪市高齢者施策推進委員会」を運営する。		1	ソ	hその他	2企画立案	A-3	A-4		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	3,817	0.8				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20375	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理を行う。	27	0	ア・ク	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	2,572	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20376	高齢者の「食」の自立支援関係業務	高齢者の自立支援を目的とした「食」に関する研究や地域の取り組みに対する支援等を行う。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	0		2.0			2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20377	高齢者訪問理美容サービス事業	介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師または美容師が自宅に出張してサービスを提供する。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-2	A-1 D	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	1,351	0.3				0.3		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20378	高齢者訪問理美容サービス事業(区)	介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師または美容師が自宅に出張してサービスを提供する。		1	ク	eサービスの確保	7公平性確保	A-2	A-1 D	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.6				0.6		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20379	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書の作成	高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進している。本計画は3年を1期として計画策定を行い、平成21年度には計画書及び同概要版の作成を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	3,954	0.8				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20380	在日外国人高齢者給付金支給事業	在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。		1	ク・コ・サ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	D		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	101,804	0.3				0.3		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの
20381	在日外国人高齢者給付金支給事業(区)	在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。		1	ク・コ・サ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	D		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	0	0.3				0.3		ウ-6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤				
20382	収入未済関係業務	高齢者住宅整備資金貸付金などの収入未済についての回収・整理業務を行う。		1	ク・サ・ス	a法律義務	7公平性確保	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	48	0.8					0.8		オー1 未収金対策を講じる必要があるもの	
20383	生活支援型食事サービス事業	心身の障害等により食事の調理が困難なひとり暮らし等高齢者の方に、食事を自宅まで配達するとともに、利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡する。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	403,609	0.5					0.5		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20384	成年後見制度・後見的支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等で身寄りがいないなど当事者による成年後見の申立てが期待できない状況にあるものについて、市長が審判の請求をし、また、審判後の後見人等に対する費用の負担が困難なものに対して補助を実施する。		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 D	3199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	21,280				0.8		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20385	成年後見制度・後見的支援事業 (区)	判断能力が不十分な認知症高齢者等で身寄りがいないなど当事者による成年後見の申立てが期待できない状況にあるものについて、市長が審判の請求をし、また、審判後の後見人等に対する費用の負担が困難なものに対して補助を実施する。		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 D	3199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.0					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20386	地域包括支援センター職員等研修事業	地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより、介護保険制度改正で新たに位置づけられた新予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。		1	ア・ウ	hその他	9指導・監督	C-1	A-1	2199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	4,173	0.2			0.1		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20387	認知症介護研修事業	介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護指導者養成研修を受講させるとともに、介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。		1	ア・イ・ウ	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	4299	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	○	—	7,850	0.6					0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20388	要援護高齢者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。		1	ク	d生活安定支援	5危機管理	C-1	A-1	3104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	8,017	0.1			0.8		0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20389	要援護高齢者緊急一時保護事業 (区)	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら身元判明に努め、判明後は家族に引き渡したり、生活のあり方について支援を行う。		1	ク	d生活安定支援	5危機管理	C-1	A-1	3104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.7					0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20390	徘徊認知症高齢者位置情報探索事業	徘徊を伴う認知症高齢者を介護する家族等に対して、認知症高齢者の位置探索情報を提供することにより、介護する家族等の負担を軽減するとともに、認知症高齢者の福祉の増進を図る。		1	ク・サ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 D	2199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	363	0.6					0.6		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20391	福祉目的住宅募集	高齢者、障害者、母子世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。		1	ク	d生活安定支援	4直接執行	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2			0.2		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤	
20392	福祉目的住宅募集(区)	高齢者、障害者、母子世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。		1	ク	d生活安定支援	4直接執行	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.8				1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20393	ふれあい型食事サービス事業	地域のボランティア等の協力を得て、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、配食は地域の集会所などで会食のサービスを行う。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	226,106	0.5		0.1		0.6		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20394	認知症支え合いコールセンター等事業(新)	認知症の本人や家族に対し、精神面も含めた様々な支援を推進するため、認知症介護の経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、個々の実情に応じた効果的な支援を行う。		1	ク・ス	d生活安定支援	4直接執行	B-2	A-1	2102	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	11,738	1.2				1.2	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20395	認知症対策連携強化事業(新)	認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、それに対応して地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。		1	ウ・ク・セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-3	A-1	2104	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	24,723	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20396	介護サポーター養成活用事業(新)	高齢期を迎える団塊の世代を含む高齢者を対象に地域の実情に応じた住民福祉の担い手として養成するとともに社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で安心して互いに元気な生活を送ることを図る。	23	0	ク・ス	eサービスの確保	9指導・監督	A-3	A-1	1399	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	2,528	0.8				0.8		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20397	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業(新)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指して、民間事業者が、商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを整備するなど、高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる費用を助成する。	23	0	ア・イ・ウ	hその他	8市民活動支援	A-3	A-1	2199	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	66,000	0.8				0.8		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20398	障害者控除対象者認定書交付業務(区)	所得税等の障害者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障害者控除対象者認定書」を交付する。		1	ク・ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.2				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20399	大阪市介護保健施設情報提供等事業 (旧 介護保険施設情報コーナーの運営)	介護保険施設の情報を一元的に集約し、ケアマネジャーに対する情報提供を行なうとともに、施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる場合は、施設入所の斡旋を行なうことにより、ケアマネジャーの支援のもと介護サービスを利用している在宅の要介護者の不安の解消と、担当ケアマネジャーの負担軽減を図る。 また特別養護老人ホーム申込者数を把握し、入所待機者に関する異動情報を各施設へ提供するため、一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟に対し業務を委託する。		1	ウ・ス	eサービスの確保	9指導・監督	C-1	B		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	11,139	0.2				0.2		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20400	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養病型医療施設を平成23年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等居住系サービス、あるいは転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。	23	0	ウ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-1	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	203,700	0.3				0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20401	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言、大阪府に対する意見書の作成並びに整備補助等を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	60,000	1.1				1.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20402	軽費老人ホームの整備	軽費老人ホームは、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活することには不安が認められる原則として60歳以上の方で、家族による援助を受けることが困難な方に、食事の提供等日常生活上必要な便宜を提供する施設である。計画的に整備を進めるため、本市は軽費老人ホームを建設する社会福祉法人に対して必要な助言、整備補助や社会福祉法に基づく設置届の受理等を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	0	0.1				0.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20403	軽費老人ホームサービスの提供に要する費用(事務費)補助	本市管轄の軽費老人ホーム(A型及びケアハウスに限る)のサービスの提供に要する費用(事務費)の支出に伴う関係業務を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	585,725	0.9				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20404	市町村整備計画	厚生労働省老健局において策定している「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」に基づき、各中学校区を日常生活圏域の単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に各年度に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を作成し、老健局に提出する。		1	ウ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20405	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型である。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や国の交付金を受けて整備補助を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2201	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	90,000	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20406	生活支援ハウスの運営委託	生活支援ハウス運営委託に伴う業務委託や経費の支出関係業務を行う。		1	ウ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	47,316	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20407	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間老人福祉施設の中規模改修に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉向上に資することを目的としている。		1	ア・イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	16,720	0.2				0.2		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20408	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの整備	本市高齢者者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、特別養護老人ホーム・養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言、大阪府に対する意見書の作成、整備補助、老人福祉法に基づく施設の設置認可等を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,733,730	1.6				1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20409	補助施設の財産処分・用途変更	既存施設から財産処分に係る申請があった際、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関連国通知に基づき財産処分承認等を行うとともに、軽微なものについては用途変更の報告を受ける。		1	ウ	d生活安定支援	1法令規定	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20410	やむを得ない事由による措置	老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、本人の認知症あるいは家族からの虐待等のやむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護等を利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置。本庁においては、措置費の支弁を行う。		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.6				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20411	やむを得ない事由による措置 (区)	(区の業務)関係先調整、相談受付、措置決定、費用徴収		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20412	老人福祉施設への入所にかかる相談(区)	・65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させる ・市内在住の60歳以上の高齢者でひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方もしくは家族による援護を受けるのが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方について生活支援ハウスに入居させる		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.0				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20413	老人福祉施設利用者処遇向上 推進事業	本市管轄の老人福祉施設が協力し、施設職員の研修や施設運営にかかる調査研究を行うことにより、老人福祉の増進はもとより、施設従事者の教養の向上と施設の充実・発展を図るとともに、入所高齢者及び利用高齢者の処遇向上に努めることを目的として、本市管轄の老人福祉施設で組織する大阪市老人福祉施設連盟に対して事業委託及び連絡調整等の業務を行っている。		1	ウ	eサービスの確保	9指導・監督	A-2	A-1 B	2299	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	4,500	0.3				0.3		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20414	老人保護措置費等の支弁・費用 徴収	措置に要する費用について、各施設に対し措置費として支弁するとともに、入所者の負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部または一部を徴収する。本庁においては措置費の支弁を行う。		1	ウ・ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	3,107,142	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20415	老人保護措置費等の費用徴収 (区)	(区の業務)徴収階層の決定、費用徴収		1	ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20416	老人福祉施設整備費貸付金償 還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	36	0	ウ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20417	老人福祉施設整備費償還金補 助	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して償還金を交付する。	30	0	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	46,890	0.4				0.4		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20418	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。		1	ウ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			直 営	出 資 団 体 委 託								民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他	1号	2号		3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
20419	信太山老人ホームの運営	公立公営の養護老人ホームである信太山老人ホームの運営を行う。	21	0	ク	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 B	5199	ア.短期	a不要(廃止)	○	○	○	—	—	43,110	3.1	4.0	9.0		16.1	3.0	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業	
20420	公立施設(信太山・大畑山・天野苑)のあり方検討	公立郊外施設については、施設の老朽化や介護保険制度の導入等を考慮し、適正な運営について検討している。		1	内部	g内部業務	6内部業務	A-3	A-1	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20421	介護支援等地域活動事業補助	特別養護老人ホームが、その専門的知識や技術を地域に提供し、高齢者や高齢者を支える家族や地域住民の介護等を支援する機能を強化することにより、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的とする。	22	0	ウ	hその他	9指導・監督	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	15,000	0.3				0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20422	市立介護老人保健施設の改修	一般公募による指定管理者により施設運営しているおとしよりすこやかセンター5館について、運営状況の把握、監視業務及び市施設であることによる基幹的建物設備の改修業務を行う。		1	ク	d生活安定支援	9指導・監督	B-3	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	○	40,907	1.1				1.1		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20423	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	国は、先進的事業整備計画に基づく施設整備として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業」を進めており、本市としても、ユニット化を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	19,000	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20424	軽費老人ホーム特定施設指定にかかる改修助成(新)	軽費老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるための改修に対し助成を行うことにより、現在入所中の方が要介護(支援)状態になった場合でも、安心して食事・入浴・排泄等の介護や機能訓練等のサービスを受けることが可能となる。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	10,000	0.1				0.1		ウー6 その他	事業のあり方を検討する必要がある。
20425	認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置助成(新)	消防法施行令の一部改正に伴い、既存のグループホームにおいても、275㎡以上の施設に対してスプリンクラーの設置が義務づけられた。国は、スプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	23	0	ア・イ・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	129,402	0.3				0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20426	小遣金の支給	養護老人ホームに入所措置をおこなった者のうち、無年金のものについて、本人からの申請により小遣金の支給決定を行う。		1	ク	d生活安定支援	10その他	C-1	F		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	12,904	0.1				0.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20427	軽費老人ホーム天野苑の管理・運営	軽費老人ホームA型である大阪市立天野苑の管理・運営を行う。	23	0	ク	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	5199	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	○	75,821	0.1				0.1		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
20428	産休代替職員雇用費補助	老人福祉施設等の職員が出産又は疾病により、継続的な長期休暇を必要とする際に、代替臨時職員を雇用する経費を補助することにより、施設従事職員の処遇改善と入所者の処遇向上を図る。		1	ウ	eサービスの確保	10その他	C-1	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	474	0.1				0.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20429	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養をはじめ市有地を賃貸借しているものについては、毎年賃料を収入している。		1	ウ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20430	いきいきエイジングセンターの管理運営事業	高齢者の生きがいづくりを総合的に支援するため、各種講座、講演会等の開催、その他高齢者の生きがいづくりの機会を提供するとともに、高齢者の生きがいづくりに関する情報の収集及び提供、調査等を行う。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	1301	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	99,754	0.5				0.5		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20431	老人憩の家整備・運営助成	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助する。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 D	1301	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	181,830	0.6				0.6		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20432	老人憩の家整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 D	1301	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.6				0.6		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20433	指定老人いこいの家運営助成	老人憩の家の設置基準に満たないが、高齢者の活動のための場を提供することを主たる目的として、当該施設の借上費及び管理費を年額15,000円の範囲で補助している。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 D	1301	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	—	○	—	750	0.0				0.0		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20434	高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業	高齢者がグループで事業を起こし、自主運営していくための自発的・自主的な取り組みに対し、事業立ち上げに必要な設備整備、改修経費の一部で助成する。		1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-2	A-1	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	3,200	0.6				0.6		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20435	高齢者等地域活動支援事業	地域老人福祉センターとして利用していた施設を、これまで一定の高齢者が日々利用していることや、施設の有効活用を図る観点から高齢者を中心とした自主的な活用の場、生きがいづくや社会参加の拠点として、広く市民が利用できる施設として活用を図る。		1	ソ	eサービスの確保	9指導・監督	A-2	B D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	266,694	0.7				0.7		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20436	高齢者入所施設業務支援事業	本市直営の高齢者入所施設において、生活支援・福祉向上に対応するとともに、施設の円滑な運営を図るため外部人材を受け入れて、施設に配置することによりその業務を支援する。	21	0	ク	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	E		ア.短期	a不要(廃止)	○	○	—	—	—	75,246	0.2				0.2		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20437	高齢者入浴利用料割引事業	高齢者の健康増進とその孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者を対象として、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合所属の公衆浴場で、毎月1日と15日の月2回、割り引き入浴サービスを実施する。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	B-2	D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	60,611	0.5				0.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20438	高齢者のための総合相談事業	高齢社会の到来や高度情報化社会の進展などにより、社会経済状況が急激に変化する中、高齢者をめぐる問題が複雑かつ多様化していることを踏まえ、高齢者が抱えている問題点について、適切な解決を図っていくとともに、高齢者の社会的孤立の解消や自立生活を支援するため、高齢者にとって身近な施設である老人福祉センターにおいて、相談事業を実施する。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	1399	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	3,561	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20439	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会、囲碁将棋大会などの事業を実施する。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	4,318	0.7				0.7		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20440	高齢者福祉月間事業(区)	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や囲碁将棋大会などの事業を実施する。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	0	0.4				0.4		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
20441	シルバー人材センター補助	定年退職後などに、常勤雇用でなくとも何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがい充実や社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的・短期的な仕事を提供する。		1	ウ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-2	A-1	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	74,496	0.5				0.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20442	シルバーボランティアセンターの活用	人口の高齢化が急速に進行しているなかにあつて、高齢者の力を発揮して社会に役立て、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者(おおむね60歳以上)のボランティア活動の増進を図り、自らの体験と能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するために高齢者による高齢者のためのボランティアセンターの運営を補助する。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	3,426	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20443	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、いきがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に、昭和63年度より毎年各地で開催されている全国健康福祉祭に選手団を派遣している。		1	ク	eサービスの確保	1法令規定	A-1	A-1	1399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	19,109	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20444	老人休養ホーム塩楽荘管理運営	塩楽荘の効率的な管理運営及び効果的な年間利用者の増加のための普及活動を行う。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	B-2	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	129,439	0.8				0.8		ウー6 その他	施設の廃止も視野に入れた検討を要するもの
20445	老人休養ホーム塩楽荘管理運営(区)	塩楽荘の効率的な管理運営及び効果的な年間利用者の増加のための普及活動を行う。		1	ク	eサービスの確保	8市民活動支援	B-2	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.1				0.1		ウー6 その他	施設の廃止も視野に入れた検討を要するもの
20446	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、単位老人クラブへの助成、区及び市老人クラブ連合会への助成等の事業を行う。		1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	151,264	0.5				0.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20447	老人福祉施設管理運営(老人福祉センター)	各種相談・各種講座及び、レクリエーションの便宜供与等を実施することにより、高齢者の生きがいづくり、教養の向上、社会参加の促進を図り、さらに老人クラブ活動への指導・助言を行うなど高齢者の地域における生きがいづくりの拠点施設としての役割を担う。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	1301	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	582,469	0.8				0.8		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
20448	老人福祉施設管理運営(軽費老人ホームB型(延寿荘))	家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を送ることができるようにする。		1	ク	d生活安定支援	10その他	B-2	D E		ア.短期	a不要(廃止)	○	○	○	—	11,118	2.1	2.0	1.0		5.1		ウー6 その他	施設の廃止も視野に入れた検討を要するもの
20449	老人福祉施設管理運営(軽費老人ホームB型(日之出荘))	家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を送ることができるようにする。		1	ク	d生活安定支援	10その他	B-2	D E		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	16,183	2.1	3.0	2.0		7.1		ウー6 その他	施設の廃止も視野に入れた検討を要するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	その他		1号	2号	3号	その他	計	再任用 非常勤				
20450	老人福祉施設リフレッシュ(老人福祉センター等)	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	1301	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	64,713	0.5					0.5		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20451	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者の方に、大阪市営地下鉄・バス・ニュートラムを利用できる敬老優待乗車証を交付する。		1	ク	d生活安定支援	8市民活動支援	C-1	A-1 D B E	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	8,624,699	3.1					3.1		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの	
20452	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者の方に、大阪市営地下鉄・バス・ニュートラムを利用できる敬老優待乗車証を交付する。		1	ク	d生活安定支援	8市民活動支援	C-1	A-1 D B E	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	16.2					16.2		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの	
20453	償還金補助 (飛鳥老人福祉センター)	独立行政法人福祉医療機構等から貸付を受けた福祉貸付資金にかかる元金及び利子を対象経費として補助金を交付する。		1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	D E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	6,292	0.3					0.3		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20454	老人クラブ活動推進員設置事業	大阪市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び大阪市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等高齢者の福祉の増進を目的とするため、大阪市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名設置する。		1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	25,686	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20455	老人クラブ活動援助事業	大阪市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会の指導・援助また事業の推進を図るため各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置する。		1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1399	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	62,596	0.5					0.5		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20456	いきいきエイジングセンター修繕	高齢者の生きがいづくりを総合的に支援することを目的として設置されたいきいきエイジングセンターを高齢者が安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るために必要な修繕を行う。		1	ク	eサービスの確保	9指導・監督	A-1	A-1	1301	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	4,981	0.3					0.3		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20457	介護保険事業	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行っている。		1	ア・ウ・ク	a法律義務	1法令規定	A-1	A-1 A-2 A-3 B C	2201 3302	イ.中期	r市(事業規模拡大)	○	○	○	—	○	167,596,952	26.2	0.9	0.8		27.9	1.0	オー1 未収金対策を講じる必要があるもの		
20458	介護保険事業(区)	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行っている。		1	ア・ウ・ク	a法律義務	1法令規定	A-1	A-1 A-2 A-3 B C	2201 3302	イ.中期	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	200.0	40.0	29.0		269.0		オー1 未収金対策を講じる必要があるもの		
20459	特定施設入居者生活介護の意見書作成	介護保険法第70条第4項により、大阪府が特定施設入居者生活介護の指定をするに当たっては、関係市町村長の意見を求めなければならないこととなっていることから、指定申請をしようとする事業者に係る意見書の作成を行う。		1	ア・イ・ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20460	老人福祉事業届出受理業務	老人福祉法に基づく老人居宅介護支援事業の開始、変更、廃止・休止届を受理する。		1	ア・イ・ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20461	介護給付費等費用適正化事務事業	介護給付費用の適正化を図ることにより、介護保険事業の運営の安定化を図る。 A 介護給付費適正化関連事業、B 給付費通知適正化関連事業、C 介護保険住宅改修費等適正給付事業		1	ア・エ・ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	30,564	1.2		0.2		1.4	1.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20462	住宅改修理由書作成支援事業	要介護者等の住宅改修について専門的知識を有する者が、住宅改修費の支給申請書に添付する理由書を作成した場合に、その作成費を支給することにより、住宅改修の利用を促進する。		1	ア・ウ・ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	3,552	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20463	介護相談研修事業	保健・医療・福祉ネットワーク推進員及び地域ネットワーク委員等に介護相談(介護保険サービスに関する相談)に関する知識やノウハウを習得させ、地域ネットワーク委員会活動等における円滑な介護相談業務を実施可能とし、もって本市における介護保険サービスの質を向上させることを目的とする		1	イ	c生命財産を守る	10その他	A-1	F	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	2,716	0.0				0.0		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20464	おおさか介護サービス相談センター事業	介護保険制度の導入により、従来の措置から契約へと大きな変革が見られ、事業者と利用者の対等な契約に基づいて、サービスが利用されることになり、利用者の権利擁護が必要であることから、介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図ることを目的とする。		1	ク	c生命財産を守る	10その他	A-1	F	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	41,695	0.0				0.0		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
20465	介護保険法の円滑な実施のための特別対策	生計困難な被保険者について、介護保険利用者負担額軽減を実施する事による低所得者への対策事業 A社会福祉法人等による利用者負担の軽減、B障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置		1	ア・ク	a法律義務	1法令規定	C-1	C	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	46,584	0.3	0.1			0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20466	一般健康相談(クリニック)	市民並びに市内在勤者で、希望する者に対し医師による健康相談及び健康診断を実施し、市民の健康の保持増進を図る。また、労働安全衛生規則において各事業者の責任で実施する定期健康診断の受け皿として事業を行っている。		1	エ・セ	eサービスの確保	10その他	C-1	E	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	41,906	0.5	1.9	8.3		10.7		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20467	一般健康相談(クリニック)(区)	市民並びに市内在勤者で、希望する者に対し医師による健康相談及び健康診断を実施し、市民の健康の保持増進を図る。また、労働安全衛生規則において各事業者の責任で実施する定期健康診断の受け皿として事業を行っている。		1	エ・セ	eサービスの確保	10その他	C-1	E	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4		1.6		2.0	3.1	ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
20468	保健指導 (こども青少年局含む)	妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対して、家庭訪問、面接などの方法により保健指導を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行なうことで、市民の健康の保持増進を図り、地域での生活が継続できるよう支援する。 これら健康課題を解決するプロセスを通じて地域の健康レベルの向上を目指す。		1	シ	d生活安定支援	4直接執行	A-1	F	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			0.1		0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20469	保健指導(区) (こども青少年局含む)	妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対して、家庭訪問、面接などの方法により保健指導を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行なうことで、市民の健康の保持増進を図り、地域での生活が継続できるよう支援する。 これら健康課題を解決するプロセスを通じて地域の健康レベルの向上を目指す。		1	シ	d生活安定支援	4直接執行	A-1	F	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			47.8		47.8		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20470	常設相談(区) (こども青少年局含む)	母子手帳交付、特定疾患医療費助成制度申請などの各種申請時、又は相談希望者に対して、生活習慣病、感染症、こころの相談など市民のあらゆる健康の相談窓口としてライフステージ及び疾患に応じた保健指導を行なうとともに、新型インフルエンザ、HIV、薬害肝炎、アスベストなどの健康危機管理上の課題、喫緊の健康問題について、情報提供をし、各自が正しい保健行動を行なえるよう支援する。 また、それら住民からの健康相談を分析し、地域の健康課題を発見し、新たな対策やサービスに結び付ける。		1	セ	d生活安定支援	4直接執行	C-1	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			37.9		37.9	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20471	地域保健医療計画推進事業(保健医療協議会関係事務)	大阪府保健医療計画の推進を図るため設置されている大阪市地域保健医療協議会及び大阪市保健医療連絡協議会等を運営し、圏域内における保健医療施策及びそれに関連する福祉施策について協議検討するとともに地域保健医療計画の作成について審議を行い、もって地域保健医療の向上を図る。		1	ウ・エ・セ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	3,022	1.4				1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20472	桃山跡地健康づくりゾーン整備事業	桃山病院・桃山市民病院が、長年、公共の医療機関として市民の健康保持に貢献してきた経過を踏まえ、その跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を整備する。		1	ソ	hその他	10その他	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20473	休日・夜間診療所の運営	市民が安心・安全に生活できるよう、医療機関が通常診療を実施していない時間帯(平日夜間及び休日)において、急病診療を実施する。また、入院や手術が必要な重症患者に対応する二次救急医療機関に対して、救急医療の確保に必要な支援を行う。		1	エ・セ	d生活安定支援	5危機管理	A-1	A-1 A-3 A-4	3204	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	○	—	429,780	2.1				2.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20474	大阪府医師会看護師充足養成事業	市内医療機関等における看護要員の充足を図り、本市の安定した医療の確保をするため実施する。		1	ス	eサービスの確保	10その他	A-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	17,100	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20475	大阪府看護協会ナースセンター事業	看護職員の確保と資質の向上のため、潜在看護職員の就業推進、看護教員講習会や訪問看護養成講習会などを実施する。		1	ス	hその他	10その他	A-3	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	4,978	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20476	周産期緊急医療対策	周産期(妊産婦・新生児)緊急搬送システムに対して、受け入れ体制の確保、情報システムの運営及び基幹病院の体制整備を図るために必要な助成を行う。		1	ウ	d生活安定支援	5危機管理	A-1	A-1 A-4	3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	30,000	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20477	夜間歯科救急診療支援事業	市民が安心・安全に生活できるよう、夜間の急な歯痛などの歯科疾患に対応する診療体制の確保に必要な助成を行う。		1	ウ	d生活安定支援	5危機管理	A-1	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	11,134	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20478	胃がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、胃がん検診を40歳以上の市民を対象に実施している。検診方法としては、胃部エックス線撮影検査である。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	258,291	0.9	0.6	4.2		5.7	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20479	胃がん検診(区)	(運営方法)各区保健福祉センター実施分については、検診会場での案内や整理、検診料金の徴収、また、要精密検査者への結果説明を直営で行い、問診、検査業務や検診車の運行管理、検診結果異常なし等の受診者への結果通知などの部分は出資団体に委託している。市内取扱医療機関実施分については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	2.5	0.2	0.3		3.0		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤	
20480	大腸がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、大腸がん検診を40歳以上の市民を対象に実施している。検診方法としては、免疫便潜血検査2日法である。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	205,777	0.9	0.5	0.3		1.7	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20481	大腸がん検診(区)	(運営方法)各区保健福祉センター実施分については、検診会場での案内や整理、検診料金の徴収、また、要精密検査者への結果説明を直営で行い、問診、検査業務、検診結果異常なし等の受診者への結果通知などの部分は出資団体に委託している。市内取扱医療機関実施分については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	2.5	0.2	0.2		2.9		オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20482	肺がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、肺がん検診を40歳以上の市民を対象にしている。検診方法としては、胸部エックス線撮影検査及び必要な方に対する喀痰細胞診検査である。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	80,295	0.9	0.5	2.1		3.5	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20483	肺がん検診(区)	(運営方法)各区保健福祉センター実施分については、検診会場での案内や整理、検診料金の徴収、また、要精密検査者への結果説明を直営で行い、問診、検査業務、検診結果異常なし等の受診者への結果通知など、それ以外の部分は出資団体に委託している。市内取扱医療機関実施分については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.1		0.2		オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20484	子宮がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、子宮がん検診を20歳以上の女性市民を対象に実施している。検診方法としては、子宮頸部細胞診検査である。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	389,970	0.9	0.6	0.2		1.7	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20485	乳がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、乳がん検診を30歳以上の女性市民を対象に実施している。検診方法としては、30歳代の方は視触診及び超音波検査、40歳以上の方は視触診及びマンモグラフィである。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	157,783	0.9	0.6	4.3		5.8	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20486	乳がん検診(区)	(運営方法)各区保健福祉センター実施分については、検診会場での案内や整理、検診料金の徴収、マンモグラフィ検査及び要精密検査者への結果説明を直営で行い、問診、視触診及び超音波検査、検診車の運行管理、検診結果異常なし等の受診者への結果通知などの部分は入札のうえ委託している。市内取扱医療機関実施分については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	1.9	0.1	0.3		2.3		オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20487	総合健康診査	職域等で受診機会のない40・50・60歳の市民を対象に、市内取扱医療機関において、胃・大腸・肺がん検診、子宮・乳がん検診、骨量検査、歯周疾患検診を無料で実施している。節目年齢においてトータルの健診を実施することにより、受診機会の拡大を図り、今後の経年受診の動機づけを行う。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	213,819	0.9		0.2		1.1	0.2	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの
20488	肝臓疾患対策	肝炎・肝臓がんの発祥予防を目的として、特定健康診査等の受診者で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない希望者に対し、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	Aー1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	39,447	0.9	0.5	0.2		1.6	0.1	オー3 受益と負担の適正化について検討 する必要があるもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤
20489	肝臓疾患対策(区)	(運営方法)各区保健福祉センター実施分については、結果郵送不可の要精密検査者への結果説明を直営で行い、問診、健診会場での案内や整理、検診料金の徴収、また、検査業務、結果説明不要の受診者への結果通知などの部分は出資団体に委託している。市内取扱医療機関実施分については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0			0.2		0.2		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20490	大阪市健康診査	大阪市健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病の予防を目的として、主に40歳以上の生活保護受給者等に対して、市内取扱医療機関において実施している。検査内容は、問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・血液検査等を実施している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	32,836	0.9	0.5	0.2		1.6	0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20491	大阪市健康診査(区)	(運営)健診案内、申請書交付・受付を直営で行っている。健診の実施については、大阪府医師会に委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	1.4		0.8		2.2	0.9	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20492	骨量検査	寝たきり等の原因となる骨粗しょう症を予防するため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに骨量検査を行い、骨量の減少者の早期発見と早期予防策を講じ、市民の健康保持に資することとする。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	○	—	—	9,601	0.6		0.1		0.7		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20493	骨量検査(区)	(運営方法)検査会場での案内や整理を直営で行い、問診、検査業務及び結果説明、検査機器の管理などの部分は入札のうえ委託している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	0.3				0.3		オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20494	精度管理	大阪市生活習慣病検診委員会を設置し、検診の評価検討、効果的な実施方法などを審議し、健康診査事業が円滑かつ効果的に推進するように努めている。また、平成19年度から看護職員を配置し、精密検査の未受診者に対する受診勧奨などを行い、精度管理のさらなる充実強化を図っている。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-3	A-1	1102	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	2,057	0.9		1.3		2.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20495	大阪府医師会事業補助	大阪府医師会が行う地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部又は一部について交付する。		1	ウ	b生活水準確保	2企画立案	A-1	A-4		ア.短期	市(事業規模拡大)	○	—	—	○	3,000	0.0				0.0		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20496	市内医師会公衆衛生活動事業補助	市内各医師会が行う地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部又は一部について交付する。		1	ウ	b生活水準確保	2企画立案	A-1	A-4		ア.短期	市(事業規模拡大)	○	—	—	○	13,000	0.0				0.0		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20497	健康手帳交付事業	健康診査の記録、その他健康の保持・増進に必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、基本健康診査会場や保健福祉センター等で交付する。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	C-2	A-4		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	8,625	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20498	健康手帳交付事業(区)	(区の業務)申請受付、審査、交付		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	C-2	A-4		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
20499	健康教育事業	生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識をより多くの市民に啓発し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、地域に出向いた健康講座や健康づくり・生活習慣病の予防を実践する人材育成を目的とした講座などの集団健康教育を実施するとともに、喫煙者を対象に個別健康教育を実施している。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	○	25,858	1.8	0.1	1.4		3.3		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20500	健康教育事業(区)	(運営方法)健康教育テーマに応じた医師や健康運動指導士等の専門講師の雇いあげ 食生活状況の聞き取り調査、調査結果のCPシステムへの入力業務等を委託 教室の運営管理として、健康情報の提供や日常生活指導及び食生活指導については、直営の保健師及び栄養士が実施		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	1.7	1.6	24.9		28.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20501	健康相談事業	各区の保健福祉センターや地域の集会所等に健康相談窓口を開設し、市民の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。		1	セ	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	11,081	0.8		0.1		0.9		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20502	健康相談事業(区)	(運営方法)医療相談等に対応する医師及び歯科医師等の雇いあげ 健康相談窓口の管理運営及び日常生活相談、食生活相談については、直営の保健師及び栄養士		1	セ	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.4				0.4		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20503	訪問指導事業	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行い、これらの者の心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	e市(要改善)	○	○	—	—	—	48,907	0.6		0.3		0.9		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
20504	訪問指導事業(区)	(運営方法)初回訪問を直営の保健師が行い、継続した指導が必要なケースについては、委託先につなぐ。また、栄養指導及び口腔衛生指導が必要なケースについても、委託先につなぐ。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-4	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0			4.1		4.1		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
20505	在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療支援事業	通院が困難な寝たきり高齢者等を対象に、希望に応じて歯科医師が訪問し、歯科治療を実施している大阪府歯科医師会に対し、訪問歯科診療に必要なとなるポータブル機器等の整備に補助している。		1	ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	B	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	8,000	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20506	大阪府歯科医師会事業補助金	大阪府歯科医師会が行う口腔保健の保持増進事業に対し、その必要な費用に補助している。		1	ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-4	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	1,000	0.1				0.1		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20507	健康づくり地域活動支援事業	健康づくりの重要性を普及啓発するため、地域の健康づくりリーダーの活動を支援する。		1	ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-4 B	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	7,200	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20508	歯科衛生事業	妊婦・乳幼児からはじまる蝕予防対策から高齢者の歯の喪失予防までの生涯を通じた歯の健康づくりの普及啓発等を行う。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	A-1	A-4	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	1,552	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用・ 非常勤	
20509	「すこやか大阪21」の推進	生活習慣病が大阪市民の死亡原因の6割を超えているなか、「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念に掲げ、行政だけでなく広く関係団体などの積極的な参加を得ながら、市民と一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康水準のより一層の向上と、壮年期死亡の減少、認知症または、寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸をめざして策定した市民の健康増進計画「すこやか大阪21」の具体的な推進		1	ソ	a法律義務	8市民活動支援	A-1	A-1	1101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	12,885	3.1			3.1		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
20510	「すこやか大阪21」の推進(区)	生活習慣病が大阪市民の死亡原因の6割を超えているなか、「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念に掲げ、行政だけでなく広く関係団体などの積極的な参加を得ながら、市民と一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康水準のより一層の向上と、壮年期死亡の減少、認知症または、寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸をめざして策定した市民の健康増進計画「すこやか大阪21」の具体的な推進		1	ソ	a法律義務	8市民活動支援	A-1	A-1	1101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	11.4		6.1	17.5		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
20511	ホームレス巡回健康相談事業	公的支援を拒否するホームレスで、健康に問題のある者に対して、医師による診断・治療を勧めるとともに自立支援センター入所を促す		1	ス	d生活安定支援	10その他	C-3	A-1	1402	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	682	0.2			0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20512	栄養指導	市民がそれぞれの生活環境の中で、健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までの市民を対象に、そのライフステージに応じた正しい食生活(食育)についての講習会や相談を実施する。		1	ソ	a法律義務	4直接執行	C-1	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,668		2.2		2.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20513	栄養指導(区)	市民がそれぞれの生活環境の中で、健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までの市民を対象に、そのライフステージに応じた正しい食生活(食育)についての講習会や相談を実施する。		1	ソ	a法律義務	4直接執行	C-1	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0		4.6		4.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20514	外食栄養管理推進事業	外食の多数を占める飲食店において、健康・栄養情報の提供を行い、適正な栄養管理を推進するとともに、市民に対して自らの食生活管理の方法を普及・啓発し、市民の健康増進を図る。区内の飲食店に赴き、栄養成分表示の勧奨を行う。		1	ア・ウ・セ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	4,229		0.6		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20515	外食栄養管理推進事業(区)	外食の多数を占める飲食店において、健康・栄養情報の提供を行い、適正な栄養管理を推進するとともに、市民に対して自らの食生活管理の方法を普及・啓発し、市民の健康増進を図る。区内の飲食店に赴き、栄養成分表示の勧奨を行う。		1	ア・ウ・セ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0		0.1		0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20516	国民健康・栄養調査	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、身体状況調査・栄養摂取状況調査・生活習慣調査を実施する。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	4,721		1.2		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20517	国民健康・栄養調査(区)	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、身体状況調査・栄養摂取状況調査・生活習慣調査を実施する。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.3		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20518	地区組織活動育成	厚生労働省通知に基づき、健康づくりのリーダーを養成し、市民の健康水準を高めることを目的に、24区保健福祉センターにおいて年間9回の講座を開催している。また、講座修了者で組織する食育推進のボランティア団体である「大阪市食生活改善推進員協議会」に対して、厚生労働省の指針に基づき、再教育を中心とした会員の育成と会への指導援助を行い、各区においては、地域に根ざした活動が行えるよう支援する。		1	イ・ス	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	3,684			0.8		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20519	地区組織活動育成(区)	厚生労働省通知に基づき、健康づくりのリーダーを養成し、市民の健康水準を高めることを目的に、24区保健福祉センターにおいて年間9回の講座を開催している。また、講座修了者で組織する食育推進のボランティア団体である「大阪市食生活改善推進員協議会」に対して、厚生労働省の指針に基づき、再教育を中心とした会員の育成と会への指導援助を行い、各区においては、地域に根ざした活動が行えるよう支援する。		1	イ・ス	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1	1199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.3		2.8		3.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20520	食育の推進	大阪市食育推進計画(平成20年3月策定)に基づき市民が生涯にわたって、健康的な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための「食育」を推進する。		1	ソ	a法律義務	8市民活動支援	A-1	A-1	1102	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,249			0.7		0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20521	食育の推進(区)	大阪市食育推進計画(平成20年3月策定)に基づき市民が生涯にわたって、健康的な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための「食育」を推進する。		1	ソ	a法律義務	8市民活動支援	A-1	A-1	1102	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			2.1		2.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20522	ヘルシーグルメOSAKAアワード	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を広く市民に啓発するため、小学校5・6年生には「なにわの伝統野菜」を使った1品料理、また、一般市民には「ヘルシーメニュー」の一食分をテーマに料理コンテストを開催する。併せて、料理コンテストにおける最優秀作等については、ヘルシーメニューとして商品化を目指し、市民に「食育のまち大阪」を発信する。また、市立小学校では「なにわの伝統野菜」(田辺大根と天王寺かぶら)の栽培収穫体験を通じて、食育を推進する。		1	カ・ス	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1102	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	2,889	0.1		0.4		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20523	介護予防事業	平成18年4月に改正された介護保険法に基づき実施 ■特定高齢者施策 高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するために、要介護状態となるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を早期に発見し、生活機能の向上を目指した介護予防サービスを実施する ■一般高齢者施策 すべての第1号被保険者とその支援者を対象に介護予防に関する知識・活動の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する人材の育成を行う		1	エ・ク・ス	a法律義務	10その他	A-3	A-1	1201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	—	1,926,358	2.5	7.0	2.4		11.9		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
20524	介護予防事業(区)	平成18年4月に改正された介護保険法に基づき実施 ■特定高齢者施策 高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するために、要介護状態となるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を早期に発見し、生活機能の向上を目指した介護予防サービスを実施する ■一般高齢者施策 すべての第1号被保険者とその支援者を対象に介護予防に関する知識・活動の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する人材の育成を行う		1	エ・ク・ス	a法律義務	10その他	A-3	A-1	1201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	1.6		22.2		23.8		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
20525	薬局、医薬品販売業の許可及び毒物、劇物販売業の登録並びに規制業務	薬事法に基づく薬局、店舗販売業の許可等及び監視指導業務、毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録等及び監視指導業務を実施し、市民の公衆衛生の向上を図る。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	7,477	0.2		11.9		12.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20526	有害物質を含む家庭用品の規制業務	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	3,259		0.2	1.1		1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20527	環境衛生施設規制業務	市民の日常生活と密接に関連する旅館、興行場、公衆浴場、墓地・納骨堂・火葬場、温泉、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳場、ビル管、専用水道、簡易専用水道、浄化槽、化製場等環境衛生施設に対し、環境衛生関係法規に基づく許認可や、調査、確認、監視、指導等を行い、衛生措置基準の遵守や必要な衛生水準を確保することにより、市民の生活衛生の維持向上を図る。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	C-1	B C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	○	—	63,219	4.2	9.0	26.2		39.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20528	環境衛生施設規制業務(区)	市民の日常生活と密接に関連する旅館、興行場、公衆浴場、墓地・納骨堂・火葬場、温泉、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳場、ビル管、専用水道、簡易専用水道、浄化槽、化製場等環境衛生施設に対し、環境衛生関係法規に基づく許認可や、調査、確認、監視、指導等を行い、衛生措置基準の遵守や必要な衛生水準を確保することにより、市民の生活衛生の維持向上を図る。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	C-1	B C		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0			5.5		5.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20529	食の安全確保に関する業務	飲食店等の食品関係施設に対する許認可、監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施し、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全確保に努める。 また、食中毒や違反食品等が発生した際には、調査を実施し、危害拡大防止、再発防止のための適正な措置を行う。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	A-3	A-1 A-4 C	3203	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	○	—	183,046	7.4	12.7	101.6		121.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20530	食の安全確保に関する業務(区)	飲食店等の食品関係施設に対する許認可、監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施し、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全確保に努める。 また、食中毒や違反食品等が発生した際には、調査を実施し、危害拡大防止、再発防止のための適正な措置を行う。		1	ソ	a法律義務	3公権力行使	A-3	A-1 A-4 C	3203	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0			10.1		10.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20531	公衆浴場衛生向上助成事業	市内の一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、生活衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の公衆衛生の向上に寄与する。		1	ア・ス	b生活水準確保	1法令規定	C-1	A-1	1199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	60,300	0.1				0.1		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
20532	生活衛生学習会	市民の健康かつ快適な生活環境の確保のため、居住環境におけるカビやダニ、空気環境、飲料水等の影響並びに食生活に係る様々な問題、食中毒の予防等、食の安全について幅広い知識や情報提供により健康を支える快適な生活環境づくりのための普及啓発活動を推進している。		1	ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	B-2	A-1	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	700			0.7		0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤			
20533	生活衛生学習会(区)	市民の健康かつ快適な生活環境の確保のため、居住環境におけるカビやダニ、空気環境、飲料水等の影響並びに食生活に係る様々な問題、食中毒の予防等、食の安全について幅広い知識や情報提供により健康を支える快適な生活環境づくりのための普及啓発活動を推進している。		1	ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	B-2	A-1	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0				0.4		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20534	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	ねずみ、衛生害虫を原因とする感染症の発生の予防及びその蔓延を防止するため、地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施し、市民の健康で快適な生活環境の確保を図る。		1	ソ	a法律義務	5危機管理	A-1	A-1	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	18,817	0.9	8.8	3.3		13.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20535	ねずみ・衛生害虫防除指導業務(区)	ねずみ、衛生害虫を原因とする感染症の発生の予防及びその蔓延を防止するため、地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施し、市民の健康で快適な生活環境の確保を図る。		1	ソ	a法律義務	5危機管理	A-1	A-1	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0		15.8	5.3		21.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20536	衛生害虫及び危険昆虫駆除業務(消毒所)	①蚊の駆除を行うことにより、蚊媒介感染症の蔓延を防止するため、公的発生源への薬剤散布を実施する。 ②スズメバチ等の危険昆虫による健康被害を防止するため、薬剤散布を実施する。		1	①ウ②ソ	c生命財産を守る	5危機管理	C-1	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	9,085		12.0	0.5		12.5		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
20537	狂犬病予防規制業務	「狂犬病予防法」等に基づく飼い犬の登録、狂犬病予防注射に係る事務及び野犬対策、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	18,448	0.3	9.8	2.7		12.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20538	狂犬病予防規制業務(区)	「狂犬病予防法」等に基づく飼い犬の登録、狂犬病予防注射に係る事務及び野犬対策、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0		13.2	2.2		15.4	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20539	野犬等捕獲・処分業務(動物管理センター)	野犬等の捕獲及び収容犬の処分業務		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	12,871	0.5	15.0	5.0		20.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20540	動物愛護及び動物取扱業規制業務	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養登録及び動物愛護精神の普及啓発を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	B-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	13,993	0.7	23.6	7.2		31.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20541	動物愛護及び動物取扱業規制業務(区)	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養登録及び動物愛護精神の普及啓発を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	B-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0		24.7	0.5		25.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20542	と畜規制業務	と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査。 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査。(BSE検査)		1	ア	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	71,485	0.2	7.0	28.0		35.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
20543	食鳥検査業務	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、年間処理羽数30万羽を超える食鳥を処理する事業所において食鳥検査を実施する。		1	ア・セ	a法律義務	1法令規定	C-1	B C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	26,286	0.1		1.4		1.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20544	自殺防止対策事業	平成18年10月施行された自殺対策基本法、平成19年6月策定された自殺総合対策大綱に基づき、総合的な自殺対策を推進し、地方公共団体についても地域の状況に応じた施策の策定・実施の責務を有するところである。本市として平成21年4月に策定した「大阪市自殺防止対策指針」に基づき自殺防止に向けた事業を展開する。	1		イ・ケ・セ	a法律義務	1法令規定	B-1	A-1	1104	ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	5,760	0.8		0.6		1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20545	こころの健康づくり講座	市民のこころの健康づくりを推進するため、ライフサイクルに応じたこころの健康をテーマに講演会を平成12年10月から実施している。	1		セ	eサービスの確保	4直接執行	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	232	0.1		0.5		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20546	地域精神保健福祉普及啓発事業 (こころの健康ふれあいフェスタ等)	「こころの健康ふれあいフェスタ」を全市的な取り組みとして年1回開催し、こころの健康相談、記念講演会等を実施することにより、こころの病・精神障害者に対する正しい理解を広く市民に呼びかけ、よって、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進への寄与を図る。また、精神保健福祉に関する各種冊子やリーフレット等を作成し、市民に配付する。	1		ソ	eサービスの確保	9指導・監督	A-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	○	5,000	0.4		0.1		0.5		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20547	地域精神保健福祉普及啓発事業(区)	市民が精神障害者を正しく理解するため、各区において精神障害及び精神疾患等についての講演会を行う。	1		ソ	eサービスの確保	4直接執行	A-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.7				0.7		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20548	こころの悩み電話相談	社会が複雑になっていくにつれ、市民のメンタルヘルスの維持のために気軽に利用できる相談窓口が必要とされている。このような需要に応えるため、平成12年4月から、こころの健康に関することなど市民の悩みに対して、精神科医師・臨床心理職員・精神保健福祉相談員などの専門職種が電話で相談に応じている。	1		セ	eサービスの確保	7公平性確保	B-3	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0			0.6		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20549	シンナー乱用防止啓発事業	シンナー乱用の低年齢化やシンナー使用の延長線上に覚せい剤使用の問題があるため、シンナーを中心とした薬物中毒による身体的、精神的な害について啓発媒体を作成し、中高生を中心に啓発活動を行う。	1		セ	eサービスの確保	4直接執行	B-3	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20550	でかける精神保健福祉相談	各区保健福祉センターの要請により、複雑又は困難な相談に対して、精神科医師・臨床心理士・精神保健福祉相談員などがチームを組み、自宅や関係機関などに積極的に出かけ、相談に応じる。	1		ケ	d生活安定支援	4直接執行	C-1	F		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,104			0.7		0.7	0.3	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20551	家族教室	精神障害者を支え、援助する立場として重要な役割を果たす家族を支援するため、家族に対してグループで精神疾患についての正しい知識や対応の仕方、社会資源情報を提供したり、お互いの悩みなどを共感し、家族同士の交流を促進する。	1		ケ	d生活安定支援	4直接執行	C-1	E		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	6,425	0.1		0.4		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20552	家族教室(区)	精神障害者を支え、援助する立場として重要な役割を果たす家族を支援するため、家族に対してグループで精神疾患についての正しい知識や対応の仕方、社会資源情報を提供したり、お互いの悩みなどを共感し、家族同士の交流を促進する。	1		ケ	d生活安定支援	4直接執行	C-1	E		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			1.2		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20553	思春期・薬物関連問題相談	思春期・薬物関連問題講座による普及啓発を行うとともに、専門医等による思春期問題相談や薬物関連問題相談を予約制で、こころの健康センターにおいて実施する	1		セ	d生活安定支援	4直接執行	B-2	F		ウ.拡充	市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,811			0.7		0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20554	精神保健福祉相談・社会復帰相談指導事業	精神保健および精神障害者福祉に関する相談および指導については、各区保健福祉センターが地域の第一線相談機関であり、専任の精神保健福祉相談員が精神保健福祉相談や社会復帰相談指導事業等を行う。こころの健康センターはその予算措置・連絡調整等を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	A-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	38,640	0.2		0.3		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20555	精神保健福祉相談・社会復帰相談指導事業(区)	精神保健および精神障害者福祉に関する相談および指導については、各区保健福祉センターが地域の第一線相談機関であり、専任の精神保健福祉相談員が精神保健福祉相談や社会復帰相談指導事業等を行う。こころの健康センターはその予算措置・連絡調整等を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	A-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.9		28.5		32.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20556	措置入院費公費負担及び自立支援医療費(精神通院)支給認定事業	入院させなければ自傷・他害のおそれのある患者に対し、政令指定都市市長の権限で行われる措置入院制度の入院費用を公費負担し、精神疾患の治療のために通院医療を受ける方を対象に自立支援医療費を支給認定する。(審査・支払い業務)		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	5,816,787	1.0	0.5	0.5		2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20557	措置入院費公費負担及び自立支援医療費(精神通院)支給認定事業(区)	入院させなければ自傷・他害のおそれのある患者に対し、政令指定都市市長の権限で行われる措置入院制度の入院費用を公費負担し、精神疾患の治療のために通院医療を受ける方を対象に自立支援医療費を支給認定する。(審査・支払い業務)		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	5.4				5.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20558	精神障害者保健福祉手帳交付事業	本人の申請に基づいて精神障害の程度に応じ、1～3級の手帳を交付する(手帳の有効期間は2年間)		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,509	1.0	1.0	1.2		3.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20559	精神障害者保健福祉手帳交付事業(区)	本人の申請に基づいて精神障害の程度に応じ、1～3級の手帳を交付する(手帳の有効期間は2年間)		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	2.0				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20560	精神障害者雇用に関する啓発事業	「障害者雇用促進法」において精神障害者も障害者雇用率の算定対象となったものの実際に雇用が進まない中、本市において精神障害者の新たな就労促進モデル事業を実施、調査・研究を行ってきた。平成19年度には企業から見た精神障害者雇用における困難事由及び促進要因に関する調査を目的として本事業を実施。平成20年度は精神障害者の就労促進と定着を目指し「就労準備性チェックシート」を作成した。今年度は今までの取り組みを踏まえ、雇用啓発冊子を作成していく。	21	0	ア・イ・ウ	d生活安定支援	10その他	A-2	E		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	2,567			0.2		0.2		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
20561	野宿生活者への精神保健相談事業	野宿生活者のうち、こころの健康に不安を抱える人に対し、精神科医師が巡回相談員と同伴で野宿場所を訪問して健康相談を実施することで、精神科症状の悪化を防ぐなどの支援を行う。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-3	A-1	1402	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	630	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20562	社会適応訓練事業	精神障害者を一定期間、協力事業所に通所させ、集中力・対人能力・仕事に対する持久力・環境適応能力等のかん養を図るため、平成8年度から実施している。また、委託する訓練内容の充実・向上を図る目的で、社会適応訓練事業連絡会議を開催し、協力事業所の経営者・訓練担当者、就労支援施設指導員、各保健福祉センター精神保健福祉担当者・相談員等の研修・意見交換等を行っている。		1	ア・ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	15,599	0.3		0.6		0.9		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
20563	社会適応訓練事業(区)	精神障害者を一定期間、協力事業所に通所させ、集中力・対人能力・仕事に対する持久力・環境適応能力等のかん養を図るため、平成8年度から実施している。各区保健福祉センターは精神障害者で訓練を希望する社会的自立が期待できる者を推薦し、訓練期間中も適宜協力事業所を訪問し円滑に訓練が実施されているか把握しながら支援する。		1	ア・ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.6		1.2		1.8		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20564	生活技能訓練	精神障害者を対象として、日常生活に必要な自己管理能力や対人関係能力などを高めるため、臨床心理士による専門的見地からの訓練を行う。 こころの健康センターでは、各区への予算配分・講師雇上・運営等を行う。		1	ケ	d生活安定支援	4直接執行	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	2,565	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20565	生活技能訓練(区)	精神障害者を対象として、日常生活に必要な自己管理能力や対人関係能力などを高めるため、臨床心理士による専門的見地からの訓練を行う。		1	ケ	d生活安定支援	4直接執行	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0			1.2		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20566	精神障害者地域生活移行支援事業	「社会的入院」を余儀なくされている精神障害者に対して、退院に向けての相談や訓練など地域生活に移行するための支援を行い、在宅生活の不安を解消し、地域生活移行を促進し社会的入院の解消に資することを目的とする。	23	0	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	30,039	0.7		0.6		1.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
20567	精神科救急医療体制の整備事業	精神保健福祉法の改正に伴い、国の精神科救急医療システム整備事業の改正が行われ、本市の責務として府と合同で市民が夜間・休日に救急入院するベッドの確保や救急受診・入院等に関する専門相談員による電話相談を実施。具体的には①精神科救急医療相談事業、②精神科一次救急医療体制整備事業、③精神科二次救急医療体制整備事業を実施する。		1	ケ・セ	d生活安定支援	5危機管理	A-2	A-1	3203	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	85,921	0.5		0.3		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20568	措置・緊急措置診察及び入院等事業	精神保健福祉法に基づく警察官等からの通報により、精神保健指定医の診察を実施し、入院措置が必要と認められる精神障害者については、市長の権限により入院措置を行うため、指定病院等へ搬送する。		1	ケ	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	85,985	0.8	1.0	0.5		2.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20569	措置・緊急措置診察及び入院等事業(区)	精神保健福祉法に基づく警察官等からの通報により、精神保健指定医の診察を実施し、入院措置が必要と認められる精神障害者については、市長の権限により入院措置を行うため、指定病院等へ搬送する。		1	ケ	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	4.3		1.2		5.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20570	ボランティア講座	地域で精神保健福祉ボランティアに対し、新しい情報や知識の普及をすることにより、精神障害者への正しい理解を深め、一般市民への普及啓発の担い手としてのボランティア育成とスキルアップを図るため、実践的な講座を開催する。 また、保健福祉センターが実施するボランティア養成講座の講師雇いあげ決裁や予算配分なども実施している。		1	ス	eサービスの確保	8市民活動支援	B-2	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	215	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20571	ボランティア講座(区)	精神障害者への正しい理解を深め、一般市民への普及啓発の担い手としてのボランティア育成を図るための、実践的な講座を開催する。		1	セ	eサービスの確保	8市民活動支援	B-2	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	0			1.1		1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20572	市長保護患者面接事業	市長同意入院患者に対して面接を行い、医療の受給状況、人権擁護のための状況確認、本人の入院継続の意思確認等を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	573	0.3		0.1		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20573	市長保護患者面接事業(区)	市長同意入院患者に対して面接を行い、医療の受給状況、人権擁護のための状況確認、本人の入院継続の意思確認等を行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	5.4	1.5	1.2		8.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20574	心身喪失者等医療観察法に基づく社会復帰支援事業	心身喪失者等医療観察法に基づき重大な他害行為を行った心身喪失者等に対して継続的かつ適切な医療を提供するため、対象者、保護観察所や関係機関との連絡調整などを行う。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	763			0.2		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20575	精神医療適正化事業	精神病院入院患者の適正な医療を確保するため、精神保健福祉法に基づく精神医療審査会を設置・運営(入院届および病状報告の審査、退院請求および処遇改善請求の審査)するとともに、措置入院患者の実地審査および精神病床を有する病院等の実地指導を行う。		1	エ・ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,636	0.2		0.5		0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20576	精神保健福祉従事職員研修	各区の保健福祉センターの精神保健福祉相談員や事務担当職員等を対象に精神障害者の理解を深め、専門的な最新の情報や技術を取得していくことを目的とした研修を実施している。 また、厚生労働省で実施する研修への派遣を行う。 他、保健福祉センター等関係機関の依頼に応じて、講師派遣の形で技術支援も行っている。		1	内部	d生活安定支援	4直接執行	A-2	E		ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	1,363			0.6		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20577	地方精神保健福祉審議会運営	精神保健福祉法及び本市条例に基づき、学識経験者等で構成する精神保健福祉審議会を設置し、本市精神保健福祉施策のあり方等を審議する。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	A-1	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,302	0.3		0.2		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20578	精神保健福祉関係団体育成	精神保健福祉関係の自助グループや関係施設からの相談に応じ、団体メンバーなどの研修講師など依頼された場合は、講演などを行う。		1	エ	d生活安定支援	8市民活動支援	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20579	精神保健福祉関係団体育成(区)	精神保健福祉関係の自助グループや関係施設からの相談に応じ、団体メンバーなどの研修講師など依頼された場合は、講演などを行う。		1	エ	d生活安定支援	8市民活動支援	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.2				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20580	市営交通等福祉措置事業(精神)	精神障害者に対し、社会参加の促進と援助を目的として、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規程」に基づき、その障害の程度により、無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	301,896	0.8				0.8		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20581	市営交通等福祉措置事業(精神)(区)	精神障害者に対し、社会参加の促進と援助を目的として、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規程」に基づき、その障害の程度により、無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。		1	ケ	d生活安定支援	10その他	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.7				0.7		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
20582	認知症疾患医療センター運営事業(新)	認知症専門医療相談・認知症の鑑別診断とそれに基づく初期対応・身体合併症や周辺症状への急性期対応・かかりつけ医等への研修会の開催・情報発信機能を持つ医療機関に対し、認知症疾患医療センターとしての指定、及び監査指導を行う。		1	ア・ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2105	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	20,682	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
20583	ひきこもり相談窓口事業(新)	ひきこもりの相談を専用電話で受け、必要に応じて、面接や訪問を実施し、ひきこもりの原因としての精神疾患の有無や医療の必要性等、医学的・専門的視点から判断をし、関係機関との連携のもと、適切な支援機関につなぐなどの支援を行う。また、正しい知識の普及啓発を実施する。		1	ケ・ス	eサービスの確保	4直接執行	B-2	A-1	2107	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	3,753			0.4		0.4	0.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20584	リハビリテーションセンターの運営	①身体障害者の自立支援医療(更生医療)、補装具、訓練などの各種相談に応じ、専門的立場からの必要な助言、指導、判定を行うなど身体障害者更生相談所業務②知的障害者やその家族の相談に応じ、療育手帳の判定や交付、福祉制度の利用の援助、家族や周りの人々との関係調整の援助を行う知的障害者更生相談所業務③心身に障害のある児童の各種相談に応じて助言・指導④心身障害者のからだところの相談クリニックや健康診査事業を実施する。		1	ケ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	127,874	18.0	9.0	21.0		48.0	4.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20585	補装具・福祉機器普及事業	障害者(児)の身体機能に適合した福祉用具、福祉機器、住宅増改築の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。		1	カ・ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	20,991	0.2				0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20586	身体障害者通所訓練事業(肢体)	肢体障害のある身体障害者に対して、医療機関による治療としてのリハビリテーション期間満了後、また通所可能な者の機能低下防止のため、動作総合的評価装置を活用して理学療法士、作業療法士による通所訓練を行う。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	22,054	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20587	身体障害者通所訓練事業(言語)	脳血管障害等で言語機能に障害のある身体障害者に対して、言語訓練士による通所訓練を実施し、コミュニケーション機能の改善など日常生活能力の向上を図り、社会参加を促進する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	7,035	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20588	職業リハビリテーションセンター運営助成	心身障害者リハビリテーションセンターの職業訓練部門として心身障害者の就労促進を図るため、就業を目指す障害者を対象に職業能力開発訓練を行う職業リハビリテーションセンターに対し運営助成する。		1	ケ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	1499	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	43,602	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20589	病院事業	高齢者専門病院として、認知症等の患者に対して福祉と医療が連携した取り組みを進め、高いレベルの福祉的なサポートを必要とする患者等にも適切な医療を提供しており、本市における認知症高齢者に対する医療サービスの中で重要な役割を担っている。また、弘済院の各施設の利用者の医療面をサポートしている。なお、本年度から認知症疾患医療センターとして指定を受け、より一層認知症の専門医療機関としての役割を果たしていく。		1	ク	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1 A-3 D E	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	623,199	8.0		69.0		77.0	7.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20590	特別養護老人ホーム管理運営事業	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設として、要介護度1～5度の高齢者で自宅での介護が困難な方の入所により、健全で安らかな生活とリハビリテーション等を通して要介護状態の軽減を図ることを目的とする。また、在宅で介護されている家族の身体的・精神的負担を軽減することを目的として、一時的な入所による短期入所の生活介護を実施する。		1	ク	eサービスの確保	10その他	C-1	A-1 A-3 D E	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	666,942	8.0		83.0		91.0	62.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20591	養護老人ホーム管理運営事業	老人福祉法第11条第1項第1号により、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を措置により受け入れ、養護するとともに、その高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練を行うことを目的としている。		1	ク	d生活安定支援	10その他	C-1	A-1 A-3 D E	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	307,524	4.0	14.0	11.0		29.0	11.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20592	大阪市保健福祉センター等学生実習	実習を受けさせようとする専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。		1	ア・ウ・エ	hその他	4直接執行	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20593	大阪市保健福祉センター等学生実習(区)	保健福祉センターにおいて市民に提供する保健サービスを通し、学生が公衆衛生活動の実践を体験するとともに、関係機関等との連携・協働を通して、医療と保健との連携の重要性を理解し、将来、地域保健領域において実践できる人材となるよう各種保健事業の説明や実践指導を行う。		1	ア・ウ・エ	hその他	4直接執行	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.2		5.0		8.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20594	卒後医師臨床研修	保健所や保健福祉センター、医療機関などの役割を理解し、保健、医療に関した基本の態度、技能、知識を身に付け、広く医療および保健を掌ることができるようになることを目的に、保健事業の説明及び医師等による指導を行う。		1	ア・ウ・エ	hその他	4直接執行	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.1		0.4		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20595	公害健康被害予防事業(環境保健事業)	大気汚染の影響による健康被害を予防する事業として、地域住民を対象に、健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業を行い、健康の回復・保持・増進を図る。また、公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器を整備し地域医療の水準の向上を図る。		1	オ・カ・ス	hその他	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	—	67,737	3.0	0.1	3.7		6.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20596	公害健康被害予防事業(環境保健事業)(区)	大気汚染の影響による健康被害を予防する事業として、地域住民を対象に、健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業を行い、健康の回復・保持・増進を図る。各区保健福祉センターにおいては保健師が事業の勧奨や指導等必要な支援を行う。		1	オ・カ・ス	hその他	10その他	B-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0			0.3		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20597	公害保健福祉事業	著しい大気汚染等の影響により健康被害を受けた認定患者(「公害健康被害の補償等に関する法律」による被認定者)に対して、リハビリテーション・転地療養等の各種事業を行い、健康の回復・保持・増進を図る。		1	ス	hその他	10その他	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	15,180	1.2	0.3	1.0		2.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20598	公害保健福祉事業 (区)	著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定患者に対して、リハビリテーション・転地療養等の各種事業を行い、健康の回復・保持・増進を図る。各区保健福祉センターにおいて保健師が面接・訪問相談および関係機関との連携により必要な支援を行っている。		1	ス	hその他	10その他	B-2	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0			1.1		1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20599	アトピー相談事業	乳幼児期に多く見られるアトピー性皮膚炎は、原因・病態が多岐にわたり、根本的な治療方法が確立しておらず、保護者の悩みや不安が高まっているため、適切な時期に専門家による相談や指導を行うとともに、必要に応じて血液検査を行う。		1	オ	hその他	10その他	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,363	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20600	特定疾患医療費援助事業	いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行っている。		1	ス	hその他	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,856	1.3	0.3			1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用、 非常勤	
20601	特定疾患医療費援助事業(区)	いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。各区では受付し保健所へ書類を送付する。		1	ス	hその他	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.0				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20602	難病啓発事業	難病患者に対する社会一般の理解を深め、地域での支援が得られるよう、普及・啓発を充実し、患者及び家族の精神的負担や療養生活上の困難をとり除き、安心して治療に専念できる社会体制の整備を図る。民間委託により実施している。		1	ス・セ・ソ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	900	0.2				0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20603	難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具の給付を行う。各事業の支給、給付決定を各区が行い、決定した内容に基づいて各委託事業者及び医療機関に対応を依頼する。ホームヘルプサービス、短期入所は民間委託、日常生活用具は扶助費により保健所が支出する。		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	21,416	0.6				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20604	難病患者等居宅生活支援事業(区)	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具の給付を行う。各事業の支給、給付決定を各区が行い、決定した内容に基づいて各委託事業者及び医療機関に対応を依頼する。ホームヘルプサービス、短期入所は民間委託、日常生活用具は扶助費により保健所が支出する。		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20605	難病患者等療養相談会	難病患者及びその家族に対し、専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導及び助言を行い、療養生活における負担の軽減を図る。		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	2,475	0.3	0.1	1.2		1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20606	神経難病医療ネットワーク事業	大阪府が主体となって取り組んでいる事業であり、対象疾患患者・家族が円滑に在宅療養が行えるように、大阪神経難病医療推進協議会に関する機関が連携して在宅療養環境の整備などを支援する。		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0			0.3		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20607	難病患者等療養支援事業	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する(区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修実施)		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—				0.6		0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20608	難病患者等療養支援事業(区)	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する(訪問・面接等)		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0			0.1		0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20609	小児慢性特定疾患治療研究事業	児童福祉法の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、日常生活用具の給付等を行う。医療費に係る審査支払事務及び連名簿データ作成業務は民間委託、日常生活用具給付は扶助費による支出、他は直営。区において受付事務を行う。		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	479,041	1.9	0.1			2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20610	小児慢性特定疾患治療研究事業(区)	児童福祉法の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、日常生活用具の給付等を行う。医療費に係る審査支払事務及び連名簿データ作成業務は民間委託、日常生活用具給付は扶助費による支出、他は直営。区において受付事務を行う		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20611	長期療養児療育指導事業(小児慢性特定疾患児療養相談事業等)	小児慢性特定疾患など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、その疾患及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた専門医師等による適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障害の軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図る。(療養相談会と区実施事業の体制整備、研修実施)		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	486	0.1		0.4		0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20612	長期療養児療育指導事業(小児慢性特定疾患児療養相談事業等)(区)	小児慢性特定疾患など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、その疾患及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた専門医師等による適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障害の軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図る。(訪問・面接等)		1	ス	d生活安定支援	10その他	B-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20613	小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業	小児慢性特定疾患など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童や保護者は、日常生活を送る上で成長の段階に応じた様々な悩みや不安を抱えていることが多いため、養育経験者等(カウンセラー)による助言・相談を行うことにより、長期療養に伴う悩みや不安について、精神的な負担軽減を図る。民間委託により実施する。		1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	2105	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	2,610	0.1		0.1		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20614	先天性代謝異常等検査業務	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障害などの症状を来たすので、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって障害を予防する。		1	オ	hその他	10その他	C-1	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	—	55,708	0.3				0.3		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20615	自立支援医療 身体障害児(育成医療)	身体上の障害を有するか、疾患を放置することにより将来に障害を残すと認められる児童で確実な効果が期待できる場合に医療の給付を行っている。		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	78,921	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20616	自立支援医療 身体障害児(育成医療)(区)	申請書の受付・支給認定通知書の交付・受給者証の交付		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20617	結核児童療育給付事業	結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給を行うことにより児童の健全な発育を推進する。		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	459	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20618	結核児童療育給付事業(区)	申請書の受付・療育券の交付		1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用・ 非常勤	
20619	未熟児養育医療事業	未熟児は、疾病にかかりやすく死亡率も高率であるため生後すみやかに適切な処置が必要である。このため、指定医療機関において、医療を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行う。		1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	144,937	1.6				1.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20620	未熟児養育医療事業(区)	申請書の受付・医療券の交付・自己負担金の納入通知書の交付		1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1				0.1	0.1	キ	引き続き改善しながら実施するもの
20621	大阪市寝たきり予防推進協議会	高齢者社会において「寝たきりにならない・させない」ために、地域で活動する各区寝たきり予防推進協議会の相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通し、地域の健康づくりに寄与する。(事務局業務)		1	エ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	健康づくり地域活動支援事業の予算に含む			0.7		0.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20622	大阪市寝たきり予防推進協議会(区)	地域の健康増進に貢献することを目的とし、会員の知識、技術の向上と地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している。各区はこれらの活動を支援している。		1	エ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0			0.9		0.9		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20623	給食施設指導	多数人に対して、継続的に食事を供給する施設の栄養管理は、喫食者の栄養管理上重要であり、健康増進法第18条第2項に規定されている。また同第19条により市の職員による業務とされていることから、本市栄養指導員が栄養士の未配置施設及び病院・介護保険施設について巡回指導を行う。また、栄養士が配置されている施設には、給食内容の充実を図るため、給食担当者の資質向上を目的として講演会を開催する。		1	ア・ウ・エ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	866	0.3		4.6		4.9		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20624	特別用途食品・栄養表示(誇大表示等)関係業務	健康増進法に基づき、販売に供する食品に栄養成分表示等の表示や特定の保健の目的で摂取する者に対して、その摂取により、当該保健の目的が期待できる旨や特別の用途に適する旨を表示しようとする者からの申請や問い合わせ時に、指導等を行う。また、市民に対する普及啓発を行う。		1	ア・セ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	24	0.3		0.5		0.8		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20625	公害健康被害補償給付事業	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者及びその遺族等への補償給付(石綿を含む)を行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	11,192,284	11.2	1.4		12.6	4.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20626	公害健康被害補償給付事業(区)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者及びその遺族等への補償給付に係る申請受付等窓口業務(石綿を含む)を行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	6.2			6.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
20627	小児ぜん息等医療費助成事業	市内に居住する15歳未満の方で、気管支ぜん息等の患者さんが治療を受けられたとき、その医療に係る本人負担を助成する。		1	オ・カ・キ	hその他	10その他	C-1	F		ア.短期	c国・府	○	—	○	—	—	296,158	2.8	0.6		3.4		ウー6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの	
20628	小児ぜん息等医療費助成事業(区)	市内に居住する15歳未満の方で、気管支ぜん息等の患者が治療を受けられたとき、その医療に係る本人負担の助成申請受付等窓口業務を行う。		1	オ・カ・キ	hその他	10その他	C-1	F		ア.短期	c国・府	○	—	—	—	—	0	4.2			4.2	3.2	ウー6 その他	国又は府の事業となるよう要望を行うもの	
20629	衛生教育事業	保健福祉センター・保健所等が行った地域保健に関する普及啓発活動及び地域住民の健康の保持・増進を目的とした衛生教育の実施状況を国に報告する。本市の衛生教育や公衆衛生事業への功労者の表彰を行う。		1	内部・エ・ス	hその他	4直接執行	C-1	A-1	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	保健サービス衛生に関する調査研究事業(保健サービス事業評価)の予算に含む	0.5		2.0		2.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用・ 非常勤
20630	衛生教育事業(区)	保健所及び保健福祉センターにおいて、市民を対象に感染症、母子保健、成人・老人保健、栄養・健康増進、精神保健、食品衛生、環境衛生等に関する衛生教育を実施する。		1	セ	hその他	4直接執行	B-3	A-1	1199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	1.9			1.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20631	啓発事業	市民の主体的な健康づくりを推進するため、毎年10月を市民健康月間とし、「大阪ヘルスジャンボリー」や「普及啓発キャンペーン」等の健康イベントを実施し、市民の主体的な健康づくりを支援する。		1	セ	hその他	8市民活動支援	A-2	A-1	1199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	6,366	1.1		1.5	2.6		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20632	啓発事業(区)	市民の自主的な健康づくりを推進するため、「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、各区において、「健康展」や「普及啓発キャンペーン」を実施し、市民の主体的な健康づくりを支援する。		1	セ	hその他	8市民活動支援	A-2	A-1	1199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	1.2		0.5	1.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20633	保健サービス衛生に関する調査 研究事業(保健サービス事業評価)	保健事業の必要性・有効性・効率性について科学的評価を行い、保健サービスの提供のあり方を保健サービス評価検討会で検討する。また、保健事業担当者に対する研修・技術支援等を行う。		1	内部	g内部業務	4直接執行	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,313	1.1		2.5	3.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20634	医療安全相談窓口事業	市民の方の医療内容に関する悩みや相談等に対応するため、専任の相談員(看護師・医師)による医療安全相談窓口(患者ほっとライン)を設置している。		1	ウ・セ	a法律義務	4直接執行	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,601	0.1			0.1	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20635	医療指導事業	医療法に基づき、病院・有床診療所等に対して定期的に立入検査を行うとともに、各種許可・届出関係事務を行っている。また、その他関係法令に基づき、助産所・施術所・歯科技工所・衛生検査所の指導や各種許可・届出関係事務も行っている。さらに、医療機関等の苦情や相談業務等を行っている。各種医務免許申請・救急医療機関の指定申請等の經由事務を行っている。		1	ウ・ス	a法律義務	1法令規定	C-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2,233	14.9		5.3	20.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20636	医療指導事業(区)	医療法に基づき、病院・有床診療所等に対して定期的に立入検査を行うとともに、各種許可・届出関係事務を行っている。また、その他関係法令に基づき、助産所・施術所・歯科技工所・衛生検査所の指導や各種許可・届出関係事務も行っている。さらに、医療機関等の苦情や相談業務等を行っている。各種医務免許申請・救急医療機関の指定申請等の經由事務を行っている。		1	ウ・ス	a法律義務	1法令規定	C-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	9.4	1.3		10.7	2.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20637	衛生統計調査事務	出生、死亡等の実態を表すものとして、国、地方自治体の行政の基礎資料となる人口動態統計や国民の保健・医療・福祉・年金等の状況を総合的に把握し、厚生労働行政の企画及び運営のための基礎資料となる以下の調査について、衛生統計調査として実施している。(法定受託事務) (国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年縦断調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査、受療行動調査、人口問題研究所調査)		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	9,648	3.0			3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20638	衛生統計調査事務(区)	出生、死亡等の実態を表すものとして、国、地方自治体の行政の基礎資料となる人口動態統計や国民の保健・医療・福祉・年金等の状況を総合的に把握し、厚生労働行政の企画及び運営のための基礎資料となる以下の調査について、衛生統計調査として実施している。(法定受託事務) (国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年縦断調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査、受療行動調査、人口問題研究所調査)		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	3.5			3.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20639	介護老人保健施設指導事業	介護保険法に基づき、介護老人保健施設に対する実地指導を行っている。		1	ウ	a法律義務	1法令規定	C-2	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	372	2.0		0.5		2.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20640	各種保健事業に伴う報告書作成事務	各保健福祉センターにおける以下の各種保健事業の実施状況や保健師の活動状況について、各事業担当を経由するなどして取りまとめ、月報、年報として各事業担当へ報告するとともに各区へ情報提供する。(保健師活動に関する報告、公害保健事業に関する報告、難病事業に関する報告、小児慢性特定疾患事業に関する報告、健康増進事業に関する報告、母子保健事業に関する報告)		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2		0.6		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20641	献血推進事業	輸血用血液を安定的に確保するため、また血漿分画製剤用原料血漿確保のため、献血の必要性の普及啓発並びに献血の推進を図るとともに、各区において構成される献血推進委員会及び関係機関の協力を得ながら地域での啓発活動の推進に取り組んでいる。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	3,286	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20642	献血推進事業(区)	輸血用血液を安定的に確保するため、また血漿分画製剤用原料血漿確保のため、献血の必要性の普及啓発並びに献血の推進を図るとともに、各区において構成される献血推進委員会及び関係機関の協力を得ながら地域での啓発活動の推進に取り組んでいる。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	1.2				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20643	被爆者援護法関係事務	被爆者援護法に基づく申請等に関する受付事務を各区保健福祉センターで行い保健所経由で大阪府へ進達することにより、市内に居住する原子爆弾被爆者の利便性を図ることを目的とする。 また、原子爆弾被爆者を対象とした健康診断を各区保健福祉センターにて行い、市内に居住する原子爆弾被爆者の健康管理に供することを目的とする。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	○	—	—	—	5,660	0.1		0.9		1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20644	被爆者援護法関係事務(区)	被爆者援護法に基づく申請等に関する受付事務を各区保健福祉センターで行い保健所経由で大阪府へ進達することにより、市内に居住する原子爆弾被爆者の利便性を図ることを目的とする。 また、原子爆弾被爆者を対象とした健康診断を各区保健福祉センターにて行い、市内に居住する原子爆弾被爆者の健康管理に供することを目的とする。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	1.0		0.2		1.2	0.3	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20645	眼衛生事業及び医療指導事業	眼衛生事業:視覚障害者が角膜移植により視力を回復することができるよう眼球提供登録者の増加を図るため、献眼推進事業を行っている(財)大阪アイバンクが行う普及啓発事業補助及び市民への献眼思想の普及啓発活動を行う事業。 医療指導事業:人工透析に頼らざるを得ない腎疾患患者にとって、極めて重要な腎移植についての知識の普及及び献腎移植の普及啓発に努める(財)大阪腎臓バンクが行う普及啓発事業補助を通じて腎提供者の増加を図る。		1	セ	a法律義務	1法令規定	A-3	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,587	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20646	DOTS(服薬を直接確認する結核短期療法)事業	結核患者の治療中断・脱落を予防し、治療を確実に成功させるための事業 (再発による感染拡大、薬剤耐性菌の出現防止のため、対象患者に対して結核治療薬の服薬を確認するとともに、患者の服薬を支援する。)		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	100,788	0.6		1.5		2.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20647	DOTS(服薬を直接確認する結核短期療法)事業(区)	(運営方法)直営→ 運営上の調整、DOTS連絡会、DOTSカンファレンス、DOTSワーキング、区のとりのまとめ、解析評価 監理団体委託→ ふれあいDOTS(訪問型) 民間委託→ 医療機関DOTS、薬局DOTS、あいりんDOTS(拠点型)、あいりんDOTS(訪問型)、自立支援型DOTS		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0			0.2		0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
20648	エイズ等性感染症対策の推進	エイズは現在、根本的な治療法が確立されておらず、また有効なワクチンも開発されていないことから、市民一人ひとりがエイズに関する正しい知識に従って行動することが有効な感染予防の方法と言える。わが国におけるHIV感染者・エイズ患者は、日々確実に増加しており、20歳代から30歳代の若年層に集中して感染者の増加がみられる。このような状況をふまえ、市民に対し正しい知識の普及啓発を行うとともに、HIV検査や相談・体制の充実を図る。		1	セ	a法律義務	1法令規定	A-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	42,580	2.2		1.2		3.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20649	エイズ等性感染症対策の推進 (区)	エイズは現在、根本的な治療法が確立されておらず、また有効なワクチンも開発されていないことから、市民一人ひとりがエイズに関する正しい知識に従って行動することが有効な感染予防の方法と言える。わが国におけるHIV感染者・エイズ患者は、日々確実に増加し続けており、20歳代から30歳代の若年層に集中して感染者の増加がみられる。このような状況をふまえ、保健福祉センター等におけるHIV(希望者に対しては、梅毒・クラミジア)抗体検査や相談・体制の充実を図る。		1	セ	a法律義務	1法令規定	B-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	23,078	0.6	1.1	1.2		2.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20650	感染症発生動向調査事業	平成11年4月施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況の正確な把握と分析を行い、その結果を市民や医療従事者に対し情報提供する。		1	ア・ウ・ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	25,452		0.8	2.0		2.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20651	結核医療費公費負担事業	結核患者の医療費の公費負担に関する事業(附随して行われる病院連絡、病状調査を含む)、感染症診査協議会結核部会及び患者管理に関する事業		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	622,054	1.5	0.9	2.1		4.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20652	結核医療費公費負担事業(区)	(運営方法) 直営→ 運営上の調整、公費負担申請関連事務、結核医療費の国庫負担金・補助金関連事務、診査協議会関連事務、指定医療機関関連事務、区のとりのまとめ、患者登録(行旅)、患者管理(行旅)、患者面接(行旅)、患者指導(行旅)、専門部会関連事務 民間委託→ 医療費支払審査事務、結核定期病状調査、管理健診の一部		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	12.0		6.6		18.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20653	結核健康診断補助事業	法に基づき、私立の学校または施設の長が実施する結核の定期健康診断に要する費用について本市の定める基準により補助を行う。		1	エ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 C	3299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,875	0.4				0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20654	結核対策事業(ホームレス・あいりん結核対策、高齢者対策、普及啓発等)	罹患率の高い本市において、結核状況の改善のために重点的に実施する。 (ホームレス・あいりん健診、高齢者への検査委託、普及啓発、対策評価委員会、講習会、学習会、研修等)		1	ソ	a法律義務	2企画立案	B-3	A-1 C	3299	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	○	22,378	4.0	0.9	4.8		9.7	0.5	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20655	結核定期健康診断事業	市内に居住する者に対して、結核の定期健康診断を実施する。 (エックス線間接撮影を実施し、さらに詳しい検査が必要な者に対してエックス線直接撮影及び喀痰検査を実施し、結果に応じて受診勧奨・治療指導、経過観察を行う。)		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 C	3299	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	○	○	—	—	27,057	0.6		6.7		7.3	0.5	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20656	結核定期健康診断事業(区)	(運営方法)直営→ 実施計画の策定、運営上の調整、検診車の配車、区のとりのまとめ、事業者等が実施する健診の実施報告の依頼と集計 出資団体委託→ 検診車運行・維持管理 民間委託→ 検診車搭載検査機器の点検整備		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 C	3299	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	1.0				1.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	その他		1号	2号	3号	その他	計	再任用 非常勤		
20657	結核発生動向調査事業	患者発生状況等を迅速に収集・分析し、効果的な予防対策の確立・推進に資することともに、患者管理の充実を図ることを目的とする。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	—	4,624	0.9		0.9		1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20658	結核発生動向調査事業(区)	(運営方法)結核患者発生状況等を迅速に収集・分析し、効果的な予防対策の確立・推進に資することを目的とした、オンラインシステムである結核発生動向調査システムの保健所及び24区保健福祉センターのデータ管理、機器の維持管理、各区保健福祉センターへのシステム操作上の指示やサポート、さらに委託先との調整及び連絡事務を主に直営で行なっている。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.0		1.4		3.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20659	結核予防接種事業	結核の発生及びまん延を予防することを目的として結核に対する予防接種(BCG)を行う。		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	○	110,876	0.9		0.1		1.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20660	結核予防接種事業(区)	(運営方法) 直営→ 運営上の調整、日程・接種医の調整、医薬の管理、区のとりまとめ 民間委託→ 医療廃棄物の処理		1	ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	1.7				1.7		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
20661	高齢者等に対する予防接種事業	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、予防接種法に規定されている二類疾病(インフルエンザ)について接種対象者に予防接種を実施する。		1	ク	a法律義務	1法令規定	A-1	C D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	969,976	0.4	0.4			0.8		オー-3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20662	高齢者等に対する予防接種事業(区)	(運営方法)市民及び委託医療機関からの問合せ対応		1	ク	a法律義務	1法令規定	A-1	C D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.0				0.0		オー-3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
20663	接触者健康診断事業	結核患者発生時にその感染源追及と二次感染防止を目的として、初発患者の家族、感染の危険性がある特定の集団(事業所・学校・医療機関・施設など)を対象に接触者健診を実施する。		1	エ・ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	14,606	1.3	0.1	8.1		9.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20664	接触者健康診断事業(区)	(運営方法)基本的には各区保健福祉センターでの受診。受診方法の一つとして医療機関に接触者健診を委託することにより、受診機会を拡大し、もって結核回復者の再発防止、患者家族等への感染防止及び感染者の早期発見を図る。		1	エ・ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	3.3	1.9	0.8		6.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20665	乳幼児等に対する予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に規定されている疾病(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎)について接種対象者に予防接種を実施する。		1	オ・カ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	1,359,143	1.9	0.2	0.3		2.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20666	乳幼児等に対する予防接種事業(区)	(運営方法)予防接種法に基づき実施する予防接種のうち、ポリオについては保健福祉センターにおいて直営実施している。 その他の予防接種については市内各委託医療機関で実施している。		1	オ・カ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	4.2	0.4	0.4		5.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20667	保菌者検索事業	常在菌として存在し、飲食物を介して感染する腸管出血性大腸菌O157・赤痢・サルモネラについて、集団発生及び二次感染を未然に防止するため、給食調理従事者等に対して検便検査を実施する。		1	ア・イ・ウ	b生活水準確保	5危機管理	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	76,383	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
20668	保菌者検索事業(区)	常在菌として存在し、飲食物を介して感染する腸管出血性大腸菌O157・赤痢・サルモネラについて、集団発生及び二次感染を未然に防止するため、給食調理従事者等に対して検便検査を実施する。		1	ア・イ・ウ	b生活水準確保	5危機管理	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.2					1.2	9.8	キ 引き続き改善しながら実施するもの
20669	感染症対策事業	新型インフルエンザ等感染症のまん延防止を図るため、感染症情報ホームページ、感染症講演会等を利用して市民に感染症に関する正確な知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告及び消毒等を行う。また、感染症患者の人権尊重の観点から、一定の期間で入院が適切であるか感染症診査協議会で審議し、申請により医療費を公費負担する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1	3299	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	13,178	1.1	0.6	3.0			4.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20670	感染症対策事業(区)	新型インフルエンザ等感染症のまん延防止を図るため、感染症情報ホームページ、感染症講演会等を利用して市民に感染症に関する正確な知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告及び消毒等を行う。また、感染症患者の人権尊重の観点から、一定の期間で入院が適切であるか感染症診査協議会で審議し、申請により医療費を公費負担する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1	3299	ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.4					0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20671	新型インフルエンザ対策事業	新型インフルエンザのまん延防止を図るため、感染症情報ホームページ、感染症講演会等を利用して市民に新型インフルエンザに関する正確な知識の普及啓発を行うとともに、発生時には患者への疫学調査や発熱外来を設置し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。また、感染症患者の人権尊重の観点から、一定の期間で入院が適切であるか感染症診査協議会で審議し、申請により医療費を公費負担する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	20,724				0.9		0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20672	新型インフルエンザ対策事業(区)	新型インフルエンザのまん延防止を図るため、感染症情報ホームページ、感染症講演会等を利用して市民に新型インフルエンザに関する正確な知識の普及啓発を行うとともに、発生時には患者への疫学調査や発熱外来を設置し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。また、感染症患者の人権尊重の観点から、一定の期間で入院が適切であるか感染症診査協議会で審議し、申請により医療費を公費負担する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1		ウ.拡充	r市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	0.2					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20673	肝炎インターフェロン医療費助成事業	国内最大の感染症であるウイルス性肝炎の早期治療促進の観点からウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療にかかる医療費を助成し、市民の健康の保持・増進を図る。保健所は大阪府への申請書等の送達事務を行っている。		1	ス	a法律義務	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20674	肝炎インターフェロン医療費助成事業(区)	国内最大の感染症であるウイルス性肝炎の早期治療促進の観点からウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療にかかる医療費を助成し、市民の健康の保持・増進を図る。区は申請書等の受付、相談、申請書等の送達事務を行っている。		1	ス	a法律義務	7公平性確保	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
20675	栄養士養成事業	健康増進法の第3条の趣旨に基づき教育活動等を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及や健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図ることを目的として栄養専門学校の管理運営を行っている。		1	セ	hその他	10その他	B-3	B D		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	19,359	1.0			2.0		3.0	2.0	ウ-5 行政の関わり方 の再検証が必要なもの

事 務 業 番 号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対 象者 (該当するもの3つまで回答可)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
20676	特定保健用食品(承認)にかか る試験検査業務等推進事業	大阪市総合計画に基づき、特定保健用食品の許可 (承認)試験の登録検査機関としてGLP制度を遵守 した検査体制を確保した許可試験の実施と企業の 国への許可申請の支援と健康栄養食品の製品化を 支援する。		1	ア	eサービスの確保	10その他	C-3	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	17,143			0.6		0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
20677	環境科学研究所事業	新型インフルエンザ等に代表される新興感染症対策に係る検査・研究業務。感染症法の発生動向調査に係る検査業務。食中毒の原因究明の検査業務。輸入食品等の安全性に係る検査・研究業務。大阪市食品衛生監視指導計画(食品衛生法)に基づく検査業務。アスベスト、ダイオキシン等有害物質の検査・研究業務。ヒートアイランド対策等都市環境に係る調査研究業務。法・条例に定められた環境の経年的調査業務。これら健康危機事象への迅速な対応や行政権限の行使を伴う、あるいは法的規制に基づく試験検査・調査研究を保健と環境部門が一体となった機能的な体制により実施している。		1	内部	e生命財産を守る	5危機管理	A-3	A-1	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	335,867		14.0	53.4		67.4	6.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
	計	677件															913,390,436	478.4	203.7	594.8	0.0	1,276.2	525.1		